

1. 議事日程第4号

(平成19年第6回大口町議会定例会)

平成19年12月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計室 会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸
教育部参事	野田 敏秋	行政課長	近藤 孝文
企画財政課長	近藤 勝重	福祉課長	馬場 輝彦

こども課長	鈴木 一夫	保育長	稲垣 朝子
保険年金課長	吉田 治則	健康課長	河合 俊英
都市開発課長	近藤 定昭	学校教育課長	江口 利光
学校教育課 主幹兼 派遣指導主事	田中 将弘		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤 登	議会事務局長 議次	佐藤 幹広
--------	------	--------------	-------

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

### 酒井 廣 治 君

議長（宇野昌康君） 14日の一般質問では、岡孝夫君まで終了しております。通告の順序に従って、次は酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） おはようございます。6番議席の酒井廣治でございます。

議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

緊急地震速報への対応についての質問でございます。

最近、日本全国で発生している地震等の情報をマスコミ等で見聞きするたびに、地震に対する備えについて不安になります。新聞報道等によると、かなりの確率で、東海地震、南海地震、東南海地震がいつ発生してもおかしくない状況とのことであります。大口町でも、議会等で災害時の組織、備品、食品等について、いろいろな議論がされており、着実に整備を進めていただいております。ことしも開催されました防災訓練でいろいろ拝見させていただき、災害発生時のハード面は整っているかと思いましたが、しかし、備品等の備えも重要であります。地震災害時で一番重要と思われることは、死傷者をいかに少なくするか、被害を最小限に抑えるにかかわってくるかと思えます。そうした中、緊急地震速報システムがことしの10月1日から運用されています。これは、地震発生直後に震源に近い観測データを分析し、震源、地震の規模を速やかに測定し、可能な限り素早く住民に知らせ、人的被害を最小限に抑えるシステムです。

さて、このシステムの大口町での活用状況及び今後の整備予定についてお尋ねいたします。

1番目に、緊急地震速報システムの町民へのアピールはいかに取り組んでみえますか。よろしくお願ひいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今も酒井議員からお話がありましたように、10月1日から気象庁によります一般運用がスタートしました緊急地震速報は、震源近くでの初期微動を検知しまして、地震の位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、最大震度5弱以上

と推定した地震の際に、震度4以上の地域を知らせるシステムであります。強い揺れが来るまでに数秒から数十秒しかありませんが、わずかな時間ではあります、身の安全を確保することができます。しかし、震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない場合があるとのことでもあります。大口町での町民へのPRは、広報「おおぐち」10月号及び町ホームページ、また消防団の分団長会議等において情報を提供してまいりました。

(6番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) ただいま、ことしの10月号の広報及びホームページでPRしているという御返答でございましたが、現在の町の対応は、これで十分でございましょうか。さらに、いつごろシステムはできるか、お尋ねいたします。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) この10月1日から開始をしました緊急地震速報の町民へのPRが現在の段階で十分か、さらには大口町としての状況云々というような御質問でございしますが、町においては、今回、酒井議員より御質問いただいておりますこの件に関しまして、以下、いろいろと今検討をしておる段階でございまして、町の状況を含めて、現段階では町民の方にPRをしていくようなものがないというようなことで、現在は気象庁からの情報、あるいは一般的にマスメディア等で広報されております情報を住民の方に広報及びホームページでPRをしてきたというものでございます。

(6番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) ありがとうございます。ぜひ今後ともPRを十分にさせていただきますようお願い申し上げます。

続いて、このシステムに対応している公共施設の整備状況についてお伺いいたします。

このシステムは、初期微動のP波を察知し、緊急で速報を発令するもので、この発令を聞いた人が自分自身を守るために、家の中では机に潜り頭を隠す、車の走行中の方は安全な場所へ車をとめるといった初期行動に結びつけるためのシステムであることは、皆さんは御存じだと思います。

そこでお伺いします。このシステムに対応している公共施設の状況はいかがでございましょうか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 緊急地震速報の情報入手方法は、テレビやラジオによる放送、さらには携帯電話によるメール配信、インターネットを利用した専用装置の設置、防災行政無線による放送等がありますが、どれについて町として運用をしていくのかというこ

とは、現在、検討をしておる段階でございます。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) 今、総務部長さんから御回答をいただきましたが、私が調べる限りでは、気象庁から入れられる今度のシステムは、J - A L E R T という新しいシステムが構築されると思います。しかし、このシステムをこれから運用される予定はございますか。

議長 ( 宇野昌康君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) J - A L E R T の導入につきましても、その検討の対象に入っております。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) 今、J - A L E R T の検討のお話でしたが、現在、町内で各家庭にあります防災無線の対応は可能なことでございますか。

議長 ( 宇野昌康君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) J - A L E R T の導入につきましても、現在、町が備えております行政防災無線とのリンク、このあたりを十分に精査する中で導入をしていかなければならないというふうに考えておまして、そのあたりが検討の対象になっております。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) はい、わかりました。早急に J - A L E R T が町内の防災無線に対応できるようなシステムの構築をお願いしたいと思います。

続きまして、このシステムを有効にするための必要な経費の試算についてお伺いいたします。

この J - A L E R T システムの導入に当たり、幾らほどの設備予算が必要になるか。また、いつごろ導入をめどにしてみえますか、お尋ねいたします。

議長 ( 宇野昌康君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 先ほども申し上げましたとおり、本町における現状でのこのシステムの対応できるものとしましては、あんしん・安全ねっとによる携帯電話によるメール配信と、先ほど来、議員からお話があります防災行政無線の二つを利用する、J - A L E R T の関係でございますが、この2点かというふうに思います。そして、J - A L E R T の導入に必要な経費でございますが、概算で約1,000万円ほどかかるのではないかとというような試算をしております。導入の時期につきましては、今後、予算の関係もございまして、できる限り内容等を精査する中で進めていきたいと考えております。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) ただいまお答えいただきましたが、J - A L E R T 導入につきましては、1,000万円ほどの予算が必要と、このようにお聞きいたしました。なるべく最小限の費用で、有効にJ - A L E R Tの導入を御検討願いたいと思います。

次に、このシステムに取り組みをしている近隣自治体の状況について、わかる範囲で結構ですが、御返答をお願いいたします。

議長 ( 宇野昌康君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 今、手元に春日井、犬山、江南等の資料があるわけですが、公共施設の整備の中でJ - A L E R Tの導入について、それぞれ各市町におきまして検討がされておるといような段階でございます。例えば春日井におきましては、20年度、保育園、小・中学校を初め各出先機関へ設置をするよう予算要求をするといような内容になっております。また、犬山市においては、公共施設等への設置についてはまだ未定であると。そして、江南市については、20年度については公共施設に設置する計画はないといようなことで、まだまだこれから近隣の市町においても、このJ - A L E R Tについては取り組みがされていくといように思われます。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) 今、お答えいただきましたが、隣の扶桑町では何か検討されていないよなお答えでございましたが、他の自治体から見てではなく、他の自治体の模範となるよな、J - A L E R Tを大口町において早急に設置されることを望みます。

続きまして、4番目の質問に入りたいと思います。

現在、町内に設置してあります同報無線、あるいは各家庭にあります防災無線に緊急地震速報システムが対応できるか、お伺いいたします。町内で家庭防災無線の設置されている割合は、どのくらいでございましょうか。

議長 ( 宇野昌康君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 防災行政無線の戸別受信機の配付率は76.8%これは19年12月現在であります。の状況でございます。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) 今、町内の家庭内防災無線が4分の3とお答えいただきましたと思います。そうしますと、設置されていない家庭が町内の約4分の1となるわけなんです。このシス

テムを活用するとすれば、一件でも多くの設置をいただかなければなりません。町内で災害を最小限にすべきと考えます。設置家庭をふやす方法は何か御検討してみえますか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 現在、防災行政無線の戸別受信機の配付につきましては、転入時におきまして、生活課の窓口において、転入に伴い必要な手続等につきまして、一覧表の中で防災行政無線の配付についても周知をしておりますが、先ほどお答えをしましたように、12月時点での配付率は76.8%、おおむね4分の3強でございます。これをさらに引き上げるということは、当然、考えていかなければならないというふうに思っておりますが、この防災行政無線につきましては、戸別受信機のほかに、町内の公共施設といいましても小・中学校、あるいは中央公民館に拡声子局、スピーカーで周知をするようなシステムをあわせ持っております、そういうもののPR、あるいはそういうものの周知というのも一つの方法と考えられるというふうに思っております。

（6番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） わかりました。他の市町村から本町に転入される方のPRを十分にさせていただくよう、今後とも一層の努力をしていただくようお願いしたいと思います。そうすれば被害が少なくなると、こういうふうに私は思っております。よろしくお願いしたいと思います。

最後にお尋ねいたします。

子供たちが通う小学校、中学校初め不特定多数が利用していただく公共施設の対応はいかがでしょうか。ただいま総務部長さんからいろいろお話がございましたんですが、今度、統合される大口中学校、あるいは公共施設、学共等の対応はどんなものでございましょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今もお答えをしましたが、小・中学校、中央公民館につきましては、防災行政無線の拡声子局として屋外スピーカーの設置がされております。また、そのほかの公共施設につきましては、一般の住居等と同じように、戸別受信機の設置をいたしております。

（6番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） ありがとうございます。

私が調べる限りでは、この大口町は5度強、あるいは5度弱の地震が起きた場合でも、そう大した大きな被害が出ないというような情報になっておりますが、ぜひとも町民の皆さんがこ

のシステムを正しく理解し、有効に活用できるよう進めていただきたいと思います。人的被害を最小限に抑えるのが私たちの願いでございます。

以上、質問を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（宇野昌康君） 暫時休憩します。

（午前 9時45分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 9時46分）

吉 田 正 君

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

大きい項目で5点ほど質問をさせていただきます。

まず簡単な質問からさせていただきますが、総務部長さんにお尋ねしたらいいかなと思いついて、延長保育料の値上げは子育て支援につながるかという問題なんですけれども、総務部長さんにお尋ねしますが、5倍も値上げしたような使用料や手数料というのは、今まで大口町でありましたか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私の記憶する範囲では、なかったというふうに思っております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、総務部長さんから答弁がありましたけれども、5倍、要するに延長保育料は1時間当たり、これは随時利用の場合になるわけなんですけれども、1時間当たり100円から500円に値上げを4月からされたわけですね。こういうケースというのは、今までなかったということが総務部長さんの御答弁で、今、明らかになったわけであります。

私、大口町のホームページを引かせてもらいましたけれども、この延長保育料についての御意見が町の方にも寄せられているというふうに思いますが、その内容はいかような内容でしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 昨年度でございましたが、桜さんメールを介しまして、3件ほ



どいただきました。その中でも、同じ方からいただいた事例が2件ほどあったかなというふうに自分では記憶いたしております。料金に主眼を置いての御質問でございました。今、5倍というふうなお話でございましたが、延長保育料の5倍の引き上げについては、親の意見をもう少しよく勘案して行うべきではないかというような視点での御質問の内容であったかと思いません。

(1番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今、インターネットで公開されているのは1件あるんですね、桜さんメールの中で。これは、2007年11月5日に投書されたものだというふうに私は記憶をしておるわけですが、何で11月になってからこれが来たのかというのは、恐らく議会だよりの発行が11月1日なんですね。9月議会の質問の内容を、多分、その方は見られて、それで投書されたんじゃないかなあというふうに思うんです。

私も印刷をちょっとしてきたんですけれども、ここにあるんですけれども、これによりますと、延長保育料の値上げには絶対反対ですと。家庭の事情で働いている女性に対して、行政が批判しているように思いますと。少子化が進む現在、安心して子育てできる環境が必要になっているにもかかわらず、料金値上げはおかしいですと。ルールを守らない人には、その人にペナルティーを与え、しっかりルールを守っている人を巻き込まない制度にしてほしいということが書かれています。当然、こども課長さんの名前でこれに対する回答も実は出されているわけですが、この回答を読ませていただきますと、議会の答弁とほぼ同じ。要するに、平成18年度に園児の保護者の方を対象にアンケートや意見交換会を実施し、延長保育につきましても、さまざまな御意見をいただきましたと。その結果として、延長保育と通常保育との考え方について、あいまいにされてきたものを整理いたしました。その一つとして、延長保育料金について見直しをしたものですので、御理解をいただきたいと思います。これは議会の答弁とほぼ同じなんです。

前から取り上げさせていただいているんですが、アンケートとか意見交換会というのは、議会の中でも、桜さんメールの回答の中にも出てくるわけですが、実は2006年10月19日にアンケートがやられております。これを私も手に入れて、もう再三指摘をしておるわけですが、延長保育のあり方についてということですね。延長保育の利用について、現在の延長保育時間の設定と利用料金について、対象としては、現在、延長保育を利用されてみえる方を対象に調査した結果なんですけれども、そうすると、満足しておられる人は61%、どちらとも言えないという方が30%、それから満足していないというのが約10%。こういう状況なわけですけれども、このアンケート結果からすると、利用されてみえる方は、ことしの3月ま

での利用料金で満足しておられる人は、要するに6割占めているわけですが、そうした利用者の方の思いを町は無視したことに私はなると思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 現在、保育園に求められておりますことは、保育に欠ける子供さんが、ただ単にこれまでのように預かり、保育指針に基づき保育をするという観点から、時代の流れの中で、子育て支援としての大きな機能も発揮していくというような期待がされております。大口町におきましては、平成18年度にスタートしました第6次大口町総合計画の基本理念であります、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を現在進めておるということは御案内のとおりでございます。こうした中で、平成18年度は、これまでになかった保護者との懇談会を複数回開催し、保育園における事業、あるいは土曜保育、延長保育等についての意見交換を行いました。また、アンケートもあわせて行ったという経緯がございます。こうした意見交換、あるいはアンケートの結果につきましては、保育所運営委員会への報告、さらには保護者の方々にもこれらの結果を還元するといった方法で取り組んできております。また、現在も今年度、こうした方針で取り組んでいるのが現状でございます。

これまでのように、町が運営する保育園に、ただ単に自分の子供さんを預けるといった考え方から、保育園は自分たちの施設だという意識を持っていただき、子育て支援の施設としての充実とともに取り組む必要があると考えております。こうした観点から、延長保育料の改正につきましては、親御さんに対し、また保育士にとっても、子育て支援としての意識の高揚があったということで理解をいたしております。決して、この延長保育料の値上げにつきましては、親御さんの思いを無視したという考えではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、部長さんが言われたんですけれども、みんなで進める自立と共助のまちづくりだと。これに基づいて、今回は延長保育料の値上げもさせてもらったということですが、みんなという対象は一体だれなんですか。このアンケートに答えられた方というのは、みんなに含めずに進めているんですか。私は、そうとしか思いようがない事態だということに思います。決して、延長保育料の値上げを住民の側から、みんなという一つのくくりの中で、延長保育料の値上げをしてきたとはとても言えないんじゃないですか、このアンケート結果からすると。住民の皆さん方のニーズ、また願ひ、そうしたものにこたえていくのが行政の役割だろうと。私は前々からそう思っているわけですが、そうした住民の皆さん方の

願いやニーズからかけ離れたことが、今回の延長保育料の値上げではないかというふうに思うんです。どこに「みんなで進める自立と共助のまちづくり」というふうに、この延長保育料の値上げが言えるのか、私にはとても理解ができないんです。今の御答弁ではね。もう一度御答弁をお願いします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 「みんなで」の定義につきましては、基本的には、保育園に通ってみえる子供さんをお持ちの親御さんを指しているということで理解いたしております。

アンケートにつきましては、この親御さんを対象にして実施しましたが、そのアンケートの回収率が非常に低かったということも一つであったかと思えます。さりとて61%の実績が、現状維持という数値があったということにつきましては、これは否定するものではございません。これを100%の回収率でもっていきますと、同じ61%の数字になるということになりますが、これにつきましては、金額的なものについての多寡といえますか、そのみをとらえますと、やはり料金については、一般的には低い方がいいというのが大筋の御意見であろうかと思えます。そうした中で、さらに延長保育、あるいは基準保育の充実という観点の中で、私どもは特に一時保育、あるいは緊急の1時間の保育単価につきまして、現行の100円であったものを5倍の500円にさせていただいたというものでございます。また、この500円の一時、あるいは緊急の対応につきましては、たまたま1ヵ月料金を超えるようなケースがあった場合、これにつきましては弾力的な対応ということで、各保育園の方で親御さんとお話し合いをさせていただき、フレキシブルな対応をさせていただいておるということでございます。

それから、私、今、「みんなで」を保育園に通う子供さんの親御さんと定義いたしましたが、総合計画上での「みんな」は住民のことを指しますので、よろしく申し上げます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） アンケートが100%回収できていないからというようなことを言われましたけれども、これはあなたたちがつくったアンケートなんです。それを親御さんたちが返しているんですよ。そうじゃないですか。だから、このアンケートそのものがあやふやなものなんだというような御答弁をいただきますと、じゃあ何を根拠に利用料を上げてきたのかということも、非常にあやふやなものになるんじゃないですか。住民の皆さん方の御意見、また利用されてみえる方の御意見等、こうした意見交換会も2回も開いて、そうした中で延長保育料を決めてきたということを書いてみえるにもかかわらず、アンケートの回収率が非常に悪かったというような答弁では、だれもこれは納得できないと思いますよ。しかも、桜さんメール、金曜日もありましたけれども、だれのための行政なのかというような質問等もありましたけれど

も、この保育に関して言えば、町の財政のこともそりゃあ大切なのもかもしれませんけれども、そこでの利用者の方の視点で物事を考えていくのが普通の視点なんじゃないですか。そこがやっぱり今の行政のあり方として欠けている、そういうことではないかなあというふうに私は指摘せざるを得ません。

もう一つあるんです。この延長保育についてのアンケートというのは、延長保育を専任の保育士に変更した場合の意見というのがあるんです。専任の保育士を延長保育の中で雇うというのか、雇用するというのか、そういうことについてのアンケートだと思うんですけども、今の延長保育について、専任の保育士さんはおられるんですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず、先ほどの率が低かったということにつきましては、これは事実を申し上げたということで、御理解いただきたいと思います。

それから、延長保育につきましては、基準保育と同等の専任の保育士というものは置いてございません。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） もともと延長保育料の値上げということが出てきたというのは、ここに専任の保育士を置くのか置かないのかということの中で出てきたようなふうに私は聞いているんですよ、そういう意味ではね。それにはやはり人件費はかかるということですね。しかし、延長保育料は値上げされたけれども、専任の保育士は置いていない。こういうことで利用者の方に説明ができるんですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 現在、大口町におきましては、20年度の予算編成に取り組んでおるところでございますが、そうした中で延長保育の、先ほど申しあげました充実という観点から、延長保育時間における専任保育士の、パート職でございますが、そういったことについても要望をいたしておるところでございます。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） だから、専任の保育士を置かずに値上げだけ先行させてやってきたというのが、今回の延長保育料の値上げの事実なんじゃないですか。やっとその事実が、私はいろいろな方からお話も聞いたりする中でわかってきたことなんですけれども、だとすれば、19年度の延長保育料の値上げというのは時期尚早だったんじゃないですか、町としても。違いますか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 19年度に向けまして、18年度に取り組みました延長保育料の引き上げにつきましては、土曜保育を考える中で延長保育料の見直しといったことの親御さんからの御意見、あるいは保育園側からの考え方、そういったものを総合的に整理する中で、特に一時・緊急の延長保育料につきましては少し、5倍という金額ではございましたが、単価の引き上げをし、また時間につきましても、従来ですと、夕方の4時から5時という延長保育時間につきましては、これがグレーゾーンといいますが、特に基準保育時間でもない、延長保育時間でもないというようなとらえ方になっておりましたのを、今回の新たな見直しによりまして、朝の8時半から夕方の4時半までを基準保育、以降、1時間単位で延長保育ということで、時間的にもめり張りをつけたということでございます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私の質問には答えられなかったと思います。要するに、延長保育料を値上げするということは、延長保育に係る人件費等々を負担していただくという観点、そういうものが当然おありになったろうと思うわけですが、しかし、今年度は専任の保育士さんも配置されていない、そういう中で値上げされた。しかも、住民の皆さん方にアンケート調査を行っても、その住民の皆さんの願いがこの延長保育料の中には何も反映されていない。そういうことが明らかになったんじゃないですか。私はそのように思っております。

五つも質問がありますので、これだけで私もかかわっておられないわけですが、しかし、この延長保育料の値上げについては、ことしの4月にそういった値上げがされたわけですが、その後、私も議会のたびに取り上げてくる中で、住民の方の中から勇気を振り絞って桜さんメールに、議会だよりを見て、それで町の方にメールをする。そういう人が後を絶たないということは、この方だけではないというふうに私は思います。そういう意味では、私はこれからもこの延長保育料の値上げはとて許せない。そのことを指摘しておきたいというふうに思います。これもまた、私、ぜひ議会だよりに、この点についてはやりとり等も載せていないかなあというふうに思っております。ぜひ町としても、この延長保育料の値上げはやめてもとへ戻すと、少なくとも。そうしたことを要望しておきたいというふうに思います。

次の点でございます。仕事や学習と楽しみを障害者が両立できる生活を保障せよと。障害児も含めてのことです。

また簡単な質問を総務部長にしたいと思っておりますけれども、ここの大口町の役場の職員の方で仕事を、当然、役場の職員ですからやっておられるわけですが、その職員の方がわざわざ役場にお金を払って、役場を使って私はそこから給料をもらっておるからということで、役

場に利用料を払って仕事をやっている職員という人はおられますか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） すみません。質問がちょっとよくのみ込めないもの  
ですから。

（ 1 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 役場の職員の中で、当然、仕事をやってみえるわけですね、職員さんだ  
から。そういう人が役場にお金を払って仕事をやってみえる、そういう人はいますか、そうい  
う職員は。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） ちょっと考えにくいんですけども。

（ 1 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 考えにくいということは、そういう職員の人はおられないということで  
理解すればいいわけですね。

ところが、障害者の皆さんの世界では、仕事をするのにわざわざ利用料を払って仕事をやっ  
ておられる。そういう人がたくさんおられるんです。そのことは総務部長さんも御存じでしょ  
うか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） しかし、今の質問につなげていくというのはちょっ  
と無理があるというふうに自分としては、承知はしておりますが、今の私の回答を今の質問に  
つなげていくのはちょっと違うんじゃないかと思えます。

（ 1 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 仕事をやられるというのは、健常者であろうと、障害者の方であろうと、  
私は一緒だというふうに思うんです。むしろ健常者の方が当たり前のように仕事ができるにも  
かかわらず、障害のある方は、最低賃金も満足に得られない、そういう方が非常に多い状況が  
現実にはあると思うんです。

私は、こういうことを考えるわけですけども、とにかく健常者と障害者の方と、障害のある  
方というのはハンディがあるわけですので、そういう意味では、一緒の土俵の上で競うとい  
うことはなかなか困難なことだというふうに私は思うんですね。そういう中で、実は障害者自  
立支援法という法律ができて、去年の4月から施行されたんですかね。できたわけですけど

も、実はこの障害者自立支援法ができて、障害のある皆さんは、例えば作業所等で働かれる方は利用料を払わなければなりません。これは昨年の10月でありますけれども、批判の声が高まり、その利用料については従来の4分の1にしようとか、そういうことがなされました。また、愛知県においても、低所得1・2でしたかね、そういう方については日額175円を限度に、後からお金を返すという形ですね。一たんは納めなくちゃいけないんです。後からお金を返すということだと思っておりますが、私はこれは非常に問題だと思っております。障害のある皆さん方が仕事をやるのに、利用料を払わなければならない。これは健常者の世界ではあり得ないことだというふうに私は思っておりますけれども、健康福祉部長さん、どうでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 健常者と障害者との違いという観点でとらえますと、おっしゃることもよくわかりますが、今、障害者が社会に、あるいは地域で健常者とともに生活していくという中で、18年度から障害者自立支援法が施行されていってあるという経緯を見てみますと、やはり一定のサービスを受けられるという中で負担ということがございますので、これにつきましては適正なものというふうに理解をいたしております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 健常者の人と同じ土俵にはならないのは当然だと思っておりますね。

例えば、じゃあこうした施設で働いておられる方は、一体幾らの収入を得ているんですか。私、調べると、1日働いて100円というケースもあるんですよ。低所得の人は、県が自己負担について、日額175円を限度に助成するということなんですけれども、実は1日働いて100円の方が利用料を、逆に言うと、1日当たり175円払わないと仕事ができないということになります。これは、後から返してもらえるとこのものね。県がそういう助成をしなかったら、そういうことになっちゃうんです。これは、私は異常なことではないかなあというふうに思います。

今、私は仕事のことを取り上げたわけですがけれども、障害のある方も、仕事だけではなく、学習と楽しみ、そうしたものも私は健常者の方と同様に保障されなければならない。そういうふうに私は思うわけですがけれども、その点においては、健康福祉部長さん、お考えはどうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 障害者の仕事のみならず日常生活での学習、楽しみという観点での御質問でございますが、現在、障害者の方につきましては、在宅での施設としてのデイサービス、こうしたものを御利用していただく中で、学習あるいは趣味といいますか、そういう

たことについて、いそしんでいただけるような機会はあるかなと思います。

あと、知的障害者に特定して申し上げれば、その程度にもよりますが、知的障害の軽い方であれば、自分の身近なところで、自分のできることを社会に奉仕されてみえるというような実態もあるかなというふうに理解いたしております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私は、単純に学習と楽しみは保障されなければならないということでお尋ねしたんですけれども、よくわからない御答弁だったわけなんですけれども、これは憲法の上でも、当然、障害があろうがなかろうが、学習や楽しみ、こうしたことはできなければならない。生きていく上では大切なことだというふうに思います。

そういう意味では、今、デイサービスというお話が出てまいりましたけれども、デイサービスを利用するには、学習・楽しみ、そうしたものを享受しようと思うと、これはまたお金がかかるんですね。例えば、健常者の人が公園に行ってボール遊びでもしようかということであれば、自転車に乗っていったりとか、歩いていったりとか、ボールさえ持っていけばボール遊びはできるわけなんですけれども、障害のある方はそういうわけにはいきません。そうじゃないですか。そういう点では、障害のある人は、常に学習と楽しみを自分がやりたいと思ってもお金がかかるわけです。この点については、不公平ではないかなというふうに私は思うんですけれども、いかがお考えですか。

議長 ( 宇野昌康君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 水野正利君 ) 障害者の方が施設のサービスを受けられるという観点でとらえますと、何がしかの利用料が要るということで、健常者と比べると、そこに対価が発生するといったことでの負担の増大ということはあるかもしれませんが、一口に障害者といっても3障害あるわけでございますが、それぞれお持ちの障害を、固有の障害がある中で、障害を持った中で自分の好きなことができるというようなことにつきましては、多少の個人差はあるかもしれませんが、それなりに努力されてみえる方につきましては、日常生活の中でそうした自分の楽しみを見つけ、実際、両立されてみえるという方もあると私は理解をいたしております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 負担がかかることは承知しておるということでありますから、これは健常者と障害のある方との不公平感は、ここではあるということなんです。そういう意味では、その不公平を解消していただく、その努力が行政に私は求められるのではないかなあというふうに思いますが、町長さんの御見解を伺っておきます。



議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 先ほどから伺っておりますけれども、少し議論の内容が違うんじゃないかという感じがするんですね。授産所につきましても、利用料、その他、国が決めた基準でやっておりますし、その対価につきましても、そういった状況下の中で、制約がある中で今やっておるわけでありまして、仕事に対しても需要と供給のバランスがありまして、むしろ善意でもって仕事を出していただいておりますし、障害者が働くことにつきましても、国が法律を決めて、人数によって障害者を採用すると、こんなことになっている状況であります。これはむしろ健常者の側が、健常な社会が障害者を受け入れていこう、障害を持った方々と協働していこう、こんな形の中で全部が組み立ってあるわけでありまして。そうした中での労働に対する対価を払っていこう、こういうことを訓練し、そして現実に社会の中で役立つような、生活ができるような体制をつくっていこうと、みんなで取り組んでおるところであります。そういったことを基本にして、今やっているところでもありますので、そうしたことは議員も既に十分御承知のことでもありますし、そうした中で、新たにこうした工夫をしていこうということでもありますので、もう少しお互いに理解のし合える内容へしていただけたらありがたいなあと、こういうふうに思っておりますのでございます。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 町長からそういうお言葉が出ると思いまして、私も調べてきたんです。企業の法定雇用率、これは今現在、達成されているのかという問題なんですけれども、例えば実際の雇用率は、民間の一般企業ですと1.8%。これは法定雇用率ですね、1.8%。それから特殊法人というのは2.1%、それから特定の教育委員会というのが2.0%、特定の教育委員会というのは私よくわからんですけどね。それから、国、地方公共団体については2.1%。この雇用を企業も公的機関も守りなさいよということが決められているわけですけども、実際はどうかといいますと、民間企業、これは従業員の数が一定数以上の場合、義務づけがされているわけですけども、例えば民間企業でいきますと、1.8%雇用しなさいよといっているのに1.52%。それから国、地方公共団体においては2.1%ですが、これは若干上回るんですね。2.17%。それから、特定の教育委員会というのは1.46%、これはぐっと下がっちゃうんです。特殊法人においても1.56%ということで、実は法定雇用率というのは現在守られていないというのが実態としてほとんどなんですね。

もっと調べると、民間企業の中でも、非常に障害のある方の雇用率の高い企業があるんです。例えば、ユニクロという会社がありますね。衣料品を売ってみえる会社ですけども、ここでは雇用率が7.42%です。だから、13人から14人ぐらいの従業員に対して1人ぐらいの割合で障

害のある方を雇用されておられる。それで、障害のある方を雇用して職場の雰囲気はどうなったのかということも実態として出ているようですけれども、障害のある方に合わせることによって、接客等々も非常に向上したそうです。それから、職場の雰囲気も非常によくなってきたそうであります。それから、マクドナルドという会社も2.94%ですね。それから、大口町にもありますけれども、衣料品の専門店のしまむらという会社もありますけれども、ここも2.83%ということで、実は企業としては法定雇用率を超過して雇用してみえる、そういう会社があります。

それから、また最近では特例子会社、前にも私、議会の中でも紹介させていただきましたけれども、障害のある人の雇用を創設するための子会社を設立すると、税制面で非常に有利な取り計らいがあるということで、これは今、全国に広がっていますね。愛知県内の大手の銀行の中でも特例子会社というのを設立して、障害のある人を雇用しておられる。こういう実態もあるわけです。まともな給料が現実にはもらえない。仕事をやってももらえない。そういう中で、学習と楽しみも両立していかなければならない。そういう人に対して、国が定めたから、それに従っていかざるを得ないんだと言われますけれども、しかし、それでは障害のある方々は、ただ単に、言葉は悪いんですけども、本当に生きていくだけの最低限の、今の現状では、サービスしかないというのを、よく役場の職員の皆さん方にも御認識をいただかないといけないのではないかなあというふうに思うんです。今の御答弁を聞いているとね、町長自身もですね。やはり私は障害のある方に、今の現状をとらえると、負担をさせられるような状況にはないわけですので、そうしたさまざまなサービスがより一層利用しやすくなるように、そうした利用料の徴収そのものをしないように、ぜひ町としても施策を御検討いただきたいなというふうに思います。いかがですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 障害者自立支援法そのものの問題につきましては、法施行の段階から、国、特に地方公共団体、そして障害者の各団体等の間で問題視されてきておりました。そうした中で、20年に向けまして、19年度にもう既に、議員からもお話がございましたように、障害者に対する特別支援制度が構築されて、今、運用されておるところでございますが、さらに20年度以降、これを強化するというような政府の方針も立てられております。こうした動向につきまして、町といたしましては動向を見守る中で、そのいかんによっては、さらに町独自の施策も考えていきたいと、かように考えております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 国の動向が出てこない、町の方としては考えられないということでは、

私は非常に寂しい回答ではないかなあというふうに思うんですね。障害のある方の実態等々も、障害者計画をつくる折にアンケート調査もやられ、そのことが直ちに調査結果に基づいて町として施策を充実させていく、そういうことが私は必要じゃないかなあというふうに思うんですよ。ところが、国が行う障害者自立支援法というのができたから、それに淡々と従っていくというような状況では、非常に障害のある方に対して冷たい行政ではないかなあというふうに私は思います。ですから、私としては、障害のある皆さん方に負担を負わせないことをぜひまず町としてはやっていただくと同時に、町としても仕事という面でいけば、別に法定雇用率2.1%達成しているから、大口町はこれ以上、障害のある人を雇用しなくてもいいんですよというふうなことではないんですね。だから、その数字をクリアしているから私どもは大丈夫なんだというような認識ではなく、障害のある方についても、役場としても直接雇用をするだとか、そうした方策というのは幾らでも私はできると思うんですよ。そういう姿勢にまだまだ町の積極性が欠けていると言わざるを得ない状況だと思いますので、ぜひ要望しておきますけれども、仕事の面、それから学習と楽しみ、これが両立できる施策の充実をぜひ努力していただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時33分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） あと44分だそうですので、よろしくをお願いします。

3点目の安心して医療が受けられるようにということではありますが、70歳以上74歳までの人については、今度、来年の4月から2割負担にさせられようとしております。国の方においては、これを延期するというような状況も出てきているようでありますけれども、それと、75歳以上の人については後期高齢者医療がスタートいたします、来年の4月からですね。これについては、年金から保険料が天引きされる。それからまた、診療報酬の引き下げだけではなく、例えば診察の回数や薬が制限される。それから、手術や入院も高度な医療が受けられなくなるなど、さまざまな問題がこの75歳以上の方にはかかってくるということになっておりますけれども、そうした診療内容の低下が後期高齢者医療制度においては発生してくるということについて、町としてはどのようなお考えなんでしょうか。まず伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 20年4月から、75歳以上を対象とする後期高齢者の医療制度が始まることによりまして、医療そのものの見直しの関係の御質問かと思えます。包括医療とか混合診療、そういったことが今、国において議論されておるわけですが、現在の混合医療についての問題点、これは確かにいろいろと問題もあるかと思えます。包括医療につきましても医療機関との関係で、どんなところにおさまるかなということで、私どももまだ状況を見守っておるというような状況でございますが、現在の医療そのものが、全国で31兆円ほどの医療がかかっておるわけですが、その31兆円の約38%程度、これが19年度までの老人保健法に基づく、いわゆる老人医療のために費やされておるという状況を見ますと、この医療の出来高払い制としての現行の医療制度に加えて、包括医療につきましてもいたし方ないかなというような、一部、これは私見になりますが、そんな考え方を持っております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 「包括医療」という言葉を言われましたけれども、要するに一定以上の診療が受けられなくすることを包括医療というふうに言っておるようですけれども、しかし、医療というのは、人間が生活していく上で非常に大切なものだというふうに私は認識をしておりますし、私もさきの9月議会で、アメリカの医療実態を明らかにしていた「シッコ」という映画のことも紹介させていただきましたが、まさにアメリカにおいては、包括医療の最たるものだというふうに私は思うんですね。例えば指を切断された人もその映画に出ておりましたけれども、切断した指をくっつけるには、薬指は幾ら、人指し指は幾らというようなふうで、保険に入っていたとしても、その保険では適用されないだとか、そうした非常に大きな問題が実はこの包括医療の中には潜んでいるというふうに思います。まさにアメリカで行われている医療制度は、民間が主体になってその医療制度をやっているわけですが、そういう医療制度にこれからしていくことが果たしてよいのかどうなのかということも、実はこの後期高齢者医療の中には、あまり問題にしていらないのかもしれませんが、町の方としてはね、潜んでいる。非常に大きな問題であろうというふうに私は指摘をしておきます。

あと、保険料の問題なんですけれども、これは75歳以上の人については保険料から天引きされるということを私書きましたけれども、実は障害のある人については、現行の老人保健の方で、65歳でしたか、適用されるんですね。今度の後期高齢者医療制度についても、75歳から対象とするものの、実は障害のある人については65歳から適用されることとなります。障害のある人からも保険料は徴収することになるんですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 75歳以上の一般高齢者と同等に、65歳以上の一定の障害のある方につきましても保険料を徴収されるということでございます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ひどい実態だと思うんですね。たしか激変緩和というのか、そうした措置もとられるというようなことも私は伺うわけでありましてけれども、そうした障害のある方からも、例えば障害年金からそうした保険料を徴収する、そんなことが行われるんです。これは私はひどい実態ではないかなあというふうに思います。これでは、私、今は時間の心配しながら一般質問をやっておるわけですが、お金の心配をしないと医者さんにかかれないということに私はなるとおもいますが、この点においては町はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 保険料につきましては、広域連合の中での保険料徴収と。既にこれにつきましては、さきの連合における議会の方で条例も公布されたという経緯がございますが、自己負担につきましては、基本的には1割と、あるいは一定の所得のある方につきましては3割と。これにつきましては、現行の老人保健制度と何ら変わりはないという中で、いつも申し上げますが、国民皆保険制度の中での医療制度の存続を考えれば、今回の後期高齢者の医療制度につきましても、適正な保険料の負担、あるいは適正な自己負担、これにつきましては妥当な法制度ではないかなというふうに理解をいたしております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 適正な負担だというふうに言われますけれども、私はちょっと試算をしてみたんですね、保険料について。よく国の方からも示されているのは、年金で208万円の方で、一体幾らの保険料になるのかということですね。そういうのが出されるわけですが、愛知県では208万円の方の年間の保険料は幾らになるんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 年間で8万1,000円でございます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ここでは年間8万1,000円というお答えをいただきました。これは夫だとして、妻も75歳の方がおられるということになりますと、妻は例えば国民年金だけだというふうにしますと、実は夫と同じ均等割がかかってくるわけですね。妻は均等割のみですけど

も、4万175円というのが愛知県の均等割の数字になるかと思います。夫は均等割の4万175円に所得割、これは208万円から153万円という控除がありまして、それに7.43%を掛けると所得割が出てくるわけですが、これが4万865円ということで、この均等割と所得割を合わせると8万1,000円になると。妻は均等割のみですので4万175円。1,000円未満を切り捨てるとすれば、4万円ということになるんですかね。単純にそういう計算をするわけですが、そうすると夫婦2人、75歳の人ですと、1年間で12万1,000円の負担をしなければならないということになるかと思います。

ところが、国民健康保険の方で同じモデルとして計算をしていきますと、夫が75歳、妻も75歳、それで夫の年金が208万円、妻が六十数万円だとして計算をすると、資産割は除きますけれども、所得割と均等割、平等割を計算していきますと、国保の場合は年間11万6,400円ということになるかと思います。そうしますと、後期高齢者医療の方で計算をすると年間12万1,000円、これに対して国保に加入しておられると11万6,400円、その差が5,000円ほどあるかと思いますが、実は国保に加入しておられる場合よりも後期高齢者医療の方が高くなってしまいます。こういう方も私はおられるというふうに、こういう試算をすると認識をさせてもらったわけですが、その点はいかようにお考えですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず保険制度のエリアの関係でございますが、当然、国民健康保険につきましては市町村単位での国民健康保険ということで、大口町につきましては大口町の国民健康保険の保険者であるということでございます。その中で、大口町の国民健康保険の医療実態、こういったものを勘案して国民健康保険税が算定されておる。さらには、75歳以上の後期高齢者医療につきましては愛知県の市町村全体が加入する医療制度という中で、連合の方でシミュレートされたものが、今回、保険料として試算結果が公表されておるというものでございまして、対象の区域が違う。それによって、当然、高齢者の多い少ない、大口町と比べて愛知県全体の多い少ない、そういったことも考慮する中での保険料設定と考えております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 高くなれる人もいるんだという点では、否定はされなかったというふうに思うんですね。私は、せめてこの保険料についても、国保に加入しておられるときよりも高くなってしまふような、そういう人については一定の町は助成をすべきだというふうに思いますけれども、そうした要望もすると同時に、医療抑制が行われる。また、負担もこれからどんどんふやされていく。そういう実態が、実はきょうの私どもの新聞「赤旗」の中にもあるんですけれども、75歳以上の人口がふえればふえるほど、この後期高齢者医療の保険料の負担率、

後期高齢者の負担率をどんどん高めていこうというのが厚生労働省の中で検討されているようです。2008年度については、75歳以上の方の負担率は10%ですけれども、これが2015年度になると10.5%、2025年度になると12.9%、どんどんこれを高くしていこうというようなことだそうであります。私は、この後期高齢者医療については、直ちに撤回を求める立場でありますので、ぜひ今後も町としても、負担がふえる方については一定の手当てをしていく、そういうこともぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますが、その点においてはいかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 現在のところ、後期高齢者医療制度スタート前でございますので、大口町といたしましても、また愛知県内の市町村からもそういった情報交換の中では伺っておりません。そうした観点から、大口町として、特に後期高齢者に対する自己負担の軽減策、そういったものをいち早く導入するような考え方は持っておりません。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 冷たい御答弁をいただきましたので、私は納得するわけにはいきません。やはりこれだけのひどいこの制度においては、後期高齢者医療については撤回をしていただくことをこれからも求めてまいります。

続いて、時給1,000円以上に引き上げよという問題であります。

実は、愛知県の最低賃金は、ことしの10月25日に改定がなされました。たしか693円かそこらだったと思うんですけども、それが今714円ということになりました。役場の臨時職員の方の賃金についても事前に提出していただきました。一般事務においては、5年未満については770円、5年以上は810円、10年以上で850円ということで、5年働くと、やっと40円ほど上がる。5年ごとに40円しか上がらない、こういうことではございません。

補正予算の折にもお尋ねしましたが、職員の方の人事院勧告は正規の職員にしか反映はしないと。臨時職員については、これは対象外だという大変冷たい答弁でありました。今後、臨時職員の方の賃金については検討をしていくということ、たしか総務部長の方から答弁があったと思うんですが、どのような検討をこれからされていくんですか、お尋ねします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町における臨時職員の形態は、一般事務以外に専門的な部分も含めてお願いをしておるわけでございますが、前にもお話をしましたように、登録制度をとっておるわけでございますが、登録者が少なくて人員の確保が難しいというような状況もございまして、担当の行政課におきまして、それぞれの部局現課のお話を聞く中で、単価

等の見直しをしていきたいということで今考えておりますし、そのように聞き取り等を進めておるところでございます。

( 1 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1 番(吉田 正君) 聞き取りを進めて、もう既に新年度については、一定の方向性を多分出している状況じゃないかなあというふうに思いますが、その状況は一体いかようになっておるんですか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 特定の職種につきましては、以前にも単品で見直しを行ったという経過がございますが、今回は職務の形態、さらには配置等も含めて、そういう中で単価等も、要するに一般の事務も含めてでございますが、単価等の見直しをしていきたいというものでございます。

( 1 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1 番(吉田 正君) 例えば経験年数というのは、今度の新たな臨時職員の方の賃金単価においては、どのように反映させていかれるおつもりなんですか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 経験年数につきましては、時給の中に反映する予定はございません。

( 1 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1 番(吉田 正君) そうしますと、何年働いても給料は上がらないという説明でよろしいわけですね。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 時間数が変わらない限り、そうでございます。

( 1 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1 番(吉田 正君) またそれは乱暴な答弁ではないかなと思いますし、非常に乱暴なことを町としてはお考えなんだなあというふうに私は指摘せざるを得ないと思います。

職員の方は、人事院勧告というのは賃金全体の底上げ的なものですが、それ以外に年に一度は定期昇給というのがあるわけですね。そういう意味では、臨時職員の方にはそうした定期的な昇給というものが、今度の平成20年度からスタートされるのか知りませんが、



臨時職員の方にはそうした定期昇給というのは考えていない。これは非常に働く意欲を減退させるものに私はなるといふふうに思いますが、働く意欲という点ではどうなのでしょう、そのようなことで決めて。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 定期的な単価の見直しをするということでは、今、お話をしたとおりでございますが、その状況、経済状況等を踏まえて、全面的に単価の見直しは、予算の折には、必要なときには、それはしていかなければならないといふふうに考えております。今、議員が言われるように、職員と同じように人事院勧告、あるいは定期昇給、そういうような形での賃金の時間給の単価の見直しは考えていないということでございます。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） どの会社でも、年 1 回、定期昇給があるというのは、民間企業では一定認めているところだと思うんですけども、きのうもテレビでワーキングプアの問題を NHK が放送していたと思うんですけども、要するに、いかに人件費を安く抑えるのか、それが非常に今、社会的な問題になっているんですね。しかし、それがまだまだ日本の場合は、きちんと認識がされていない現状があると思うんですね。

ワーキングプアと呼ばれている人は、日本では今 15% ぐらいですか、全体の就業者の。そういうふうにその番組の中でも出ていましたけれども、しかし、私、表題で時給 1,000 円以上に引き上げよといふふうに書きましたけれども、これは最低限度のものだといふふうに私は思うのであります。2,000 時間働いて 200 万円以下というような賃金では、とても暮らしていけない。そういうことから、200 万円以下でいつまでも働かされる。それで家も失い、働く先もなくなっていく。だんだんだんだん自信もなくなっていって、ホームレスのような状況に追い込まれていく人が、今、非常にふえているんだろうといふふうに思います。そういう点で、やはり公共のこうした役場等が賃金の過度な抑制を行われれば行われるほど、民間にも波及をしていく。非常にゆゆしき問題ではないかなあといふふうに思います。その点を指摘しておきます。

それで、大口町の臨時職員の方の時給は、一体幾らに設定されるおつもりなんですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 一般事務につきましては、時間当たり 830 円であります。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） とてもワーキングプアと呼ばれている方のそれを上回る賃金水準とは言

えない状況があります。これはやはりもっと引き上げるべきだろうというふうに思います。しかも、経験年数がふえても、1年、2年、3年、4年、5年と勤めても給料が上がらないということでは、やはり働く意欲そのものも減退していくのではないかなと、そう指摘せざるを得ない状況です。

一番最初に総務部長も答弁されましたけれども、一般事務でも、私は専門的な職場でというふうにしたわけですが、ところが総務部長さんは、一般事務でも今登録制でやっておりますけれども、非常に募集も困難だというような御答弁がありました。例えば、今、職探しというのは、ほとんど携帯だとかパソコンを若い人たちは使うわけですが、そうしたものをみていきますと、例えばここに図書館司書というのがありますけれども、図書館司書の方というのは現在810円、5年以上経過すると850円、10年で890円と書いてありますけれども、これは専門的な職種だろうというふうに思うわけですが、私もインターネットでちょっと見させていただくと、派遣の場合ですが、大体1,200円から1,300円、こういう募集がほとんどなんです。そうすると、例えば今度、図書館司書については、5年未満の方については恐らく40円くらい上乗せするのか、今の割合でいくとね。そのくらいの上乗せになるんだろうというふうに思うんですが、そうすると、余りにも民間の方の賃金とかけ離れた給料になってしまっているんです。さっき部長さん、社会的情勢等々をとらえた場合、そういう見直しは行うというふうに言われましたけれども、既に社会情勢からちょっとかけ離れているんですよ、そういう意味では。だから、そこら辺の御認識はどうなんですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） そういうことがありまして、今回、見直しを行っておるものでございます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ということは、見直しようが足らんということだというふうに指摘せざるを得ないわけですね。一体どういう見直しをしているのか。社会情勢をとらえてということであるのならば、社会情勢を素直に見て、それで見直しをするというのが見直しというんじゃないですか。私はそのことを強く指摘しておきたいというふうに思います。これは単に、役場の今までの賃金が余りにも低いから、そんなに一遍には上げられんからこの程度にしておこうかという、本当に根拠のない見直しと言わざるを得ないことになるんです。そういうことが公のこうした職場の中でどんどん持ち込まれるようなことになれば、これまた社会問題になってきますよ。民間の賃金はますます上がらない。そういう状況に私はなりかねないと思います。少なくとも、まず時給は1,000円以上に引き上げることは必要でありますし、常勤の正規の職

員の方と同様に、毎年定期昇給、こうしたものも必要だということを私は申し上げておきたいというふうに思います。今後、ぜひその点について、御検討をいただきたいと思います。

最後ですけれども、児童扶養手当の増額についてであります。

母子世帯に対する、母子世帯だけではありませんけれども、父子世帯ということもあるかと思えますけれども、児童扶養手当ですね。私は、決算の議会のたびにこれを増額せよということを求めてまいりました。とにかく国の方の児童扶養手当は、5年ぐらい前に大幅な改悪が行われました。ひどい話ですね。支給を受けた後、5年後にはその手当を最大半分に減らすというものなんですね。そんなことをされたら、例えば小学校ぐらいのお子さんがおありになる方ですと、5年もたつと、ちょうど高校へ行かせんならんとというような、そういう時期に引き下げが行われることになるんですね。これは、私は余りにも冷たいものだというふうに思います。

今、国の方においては、5年経過後に最大2分の1に減額することについては凍結をするというような状況があるようでありまして、町の方としてはいかようにお考えなんでしょうか。まず伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 大口町におきましては、大口町の児童扶養手当の制度を設けておりますが、現行、1人月額3,000円を支給いたしております。この現状の制度を今後も維持していきたいと考えております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、国の方のことを私伺ったんですが、町の方のお答えしかなかったもんですからあれですけれども、ひどいという御認識がおありになるから、今お答えにならなかったんだろうというふうに思います。

新聞等々の中でも、大きく国の児童扶養手当の削減については取り上げられ、また、そうした世帯の方々については、さまざまな運動、取り組みなどが行われております。全国の母子家庭世帯等の調査によると、手当を含めての母子家庭等の世帯の収入は、年々減少をしている状況があります。私は、国の児童扶養手当の減額については凍結と言わずに、直ちに撤回すべきだというふうに私は思っております。そういう点で、町としてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 確かに現行の国の児童扶養手当につきましては、政府・与党の発案によりまして凍結されたということでございますが、昨今の国の税制のあり方、こういったものを見ておきますと、非常に危惧する部分もございます。今後、この凍結が1年で解除さ

れるのか、継続されるのか、それにつきましては不明な部分もございますので、いましばらく状況を見守っていきたいと考えております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) しばらく状況を見守っておられるような状況じゃないんです。子供は毎日毎日大きくなっていくんですね。そのために、大きくなればなるほどお金がかかっていく。私も今、子育て中ですので、それをまさに実感をしているところでありますけれども、母子家庭の皆さん方の平均的な収入はというと、本当にワーキングプアと呼ばれるようなラインに非常に近い数字ですね。

新聞の記事でありますけれども、全国母子世帯等調査で見た母子世帯の状況というのがあるんですけども、それによると、平均年収、これは児童扶養手当等も含んでの平均ですけども、213万円だそうです。これは、児童手当を除いたら200万円以下ということになるんですね。これは2006年ですから昨年の調査ですね。それから、8年ぐらい前の調査では229万円だったそうです。そこから比べても収入は平均的に大幅に減っている、そういうことだそうです。そうしたことになっておりますけれども、国のこの児童扶養手当については、就業支援を十分にこれから行っていくんだということですけども、これがほとんど進んでいないことが問題になっておりますけれども、就業支援という点では、やはり自治体が本腰を入れてやらなければならないと私は思うんですけども、大口町として母子世帯等に対する就業支援というのは、具体的にどのようなことが行われているのでしょうか。

議長 ( 宇野昌康君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 水野正利君 ) 特に大口町としまして独自の就業支援策はございませんが、国あるいは県の就業支援、あるいは資格を取っていただく、こういったことの制度の啓発に努めております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 吉田正君。

1 番 ( 吉田 正君 ) 国・県の就業支援が進んでいないことが問題なんですね。やはり国・県の方で進んでいないのであれば、町の方でもきちんと取り上げる必要が私はあるということを指摘しておきます。

そうした上で、大口町の児童扶養手当ですけども、先ほど部長が、聞いておりませんでしたけれども、月額3,000円だということですが、平成3年のときぐらいから、多分、月額3,000円だというふうに思うんですけども、もう既に今平成19年ですから、十何年ですかね。ちょっと今、緊張して計算できませんけれども、非常に長い年数ですね、増額されていないんです。

母子家庭の皆さん方の年収は、どんどん減ってきているわけですね。そうした中で、町独自にもっと支援の充実をしようとは思っていないんですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 大口町の独自の児童扶養手当の引き上げという観点の御質問かと思えます。先ほど大口町の金額につきましては、申し上げましたとおり3,000円の支給と。これを変える予定はございませんが、県下の市町村の少し実情をお話ししますと、市町村によっては、愛知県の遺児手当が4,500円いただけることになっておりますが、これも年数によって減額されてくると。5年たつとなくなるというような形になっております。これと同じような形をとっておる市町村も多々ございます。こういった実情も一つには御理解をいただきたいと、このように考えます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 結局、今の御答弁は、近隣の市町村とか、国とか県の動向を見守ることしかやっていないというふうに思います。これは児童扶養手当だけではなく、そのほかの問題についてもそういうことであろうというふうに思います。だから、そういう点では、きちんとこうした住民の方々の実態を見て、やはり町として独自の判断で、そうした世帯の方に手厚い子育て支援をぜひしていただきたいというふうに思います。今、部長の答弁では、月額3,000円を上げる気はありませんと言われますけれども、近隣の市町村のことを取り上げて上げる気がないということでは、だれも住民は納得しない。やはり住民の皆さんのニーズ、要望をぜひ的確に把握していただいて、大口町の豊かな財政力を住民の皆さん方に還元していただくことを最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時29分）

議長（宇野昌康君） 定刻前ですが、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時27分）

酒 井 久 和 君

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

緑の保全を、こういうテーマで御所見をお伺い申し上げます。

大口町は、町民憲章の一節に「青空と緑のひろがる町」とうたわれ、また、第6次大口町総合計画の基本理念の中に「輝く水と緑、元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち」と題し、緑のあふれる環境が大切であり、守っていかなければならないことを宣言しております。五条川の流れや水面に映る桜、昔からある鎮守の森を初め、公園の木々、田畑の緑、竹林や雑木林など、住民生活に間近なところに緑はたくさんあります。草や木の緑は、毎日のように話題になっております。CO<sub>2</sub>の削減を初め地球温暖化による異常気象など、環境問題に大きな影響力を持っております。人間生活においても、森の中での散歩、ジョギング、あるいは森林浴など、自然との出会いが心のいやしや憩いの場となっております。

本町においては、大口町都市計画マスタープランと時期を同じくして、緑のマスタープランを見直すと言っております。そして、整備目標年次は平成22年となっております。その中間目標の年次は平成17年でした。第6次総合計画の中にも、未来へ引き継ぐ環境を保全し、豊かな自然を良好な状態にしなければならない。先人たちの長年の営みによって培われた緑豊かな風土を住民、行政、企業などが連携・協働して、緑の創出、再生、保全の取り組みが必要だと指摘しております。この緑のマスタープランは、緑の基本計画報告書として平成3年に作成されております。そこで、緑のマスタープランの内容と進捗状況についてお伺いをいたします。議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） お答えしてまいります。

大口町の緑の基本計画について御質問いただきました。

この基本計画の内容は、町のシンボルであります五条川を初めとする河川や主要幹線道路の植樹帯を中心に、桜並木などの緑地の保全を図るとともに最大限に生かし、町の中央に位置する総合福祉会館周辺を町の緑の拠点として位置づけ、都市計画マスタープランの都市づくりのテーマ、「人、物、自然が調和した、快適で魅力あるまちづくり」を基本理念として緑の将来像を描いております。

次に進捗状況であります。この計画の中で数値的な目標値としましては、緑地の確保面積、都市公園等の施設として配置すべき緑地の目標値があります。緑地の確保面積については、平成7年度以降に、堀尾跡公園、小口城址公園を初め、余野・竹田地区の各公園や尾張広域緑道の整備、あるいは秋田・河北グラウンドの整備などにより、計画書策定時の668ヘクタールから約673ヘクタールへと約5ヘクタール増加したものの、平成22年度の目標面積約685ヘクタールと大きな隔たりがありますが、今後、平成22年の見直しまでには、再度現況等を精査し、住民と町、あるいは企業とともに多面的に取り組み、都市公園の整備、民有緑地の保全、都市緑化などにより、緑化の推進をしていきたいと考えております。

都市公園等の施設として配置すべき緑地の目標面積については、目標面積の1人当たり21.5

平方メートルに対し、現在の面積は11.2平方メートルと、人口の増加が公園整備面積より急速性があった結果、現在は策定時の数値を下回っております。いずれにいたしましても、次回の計画書の見直しのときには、よりきめ細やかな計画書を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(13番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) 計画よりも進捗状態があまりよくないというような発言で、22年の見直しのときには積極的に見ていくと。こういう答弁をいただきましたので、期待を申し上げるわけでございます。中間で見直された17年において、どんなふうであったかちょっとわかりませんが、私のお見受けしておるところ、あまりいい状態ではないと、こういうふうに判断いたします。

それで、計画されている中でモデル構想というのがありました。これは当然、皆様方御案内のと通りの桜並木や尾張広域緑道、こういうものが基本のところにあるわけですけれども、五条川の桜が1,800本、あるいはたまり場となるような、水と親しめるような親水空間、こういうようなものも必要ではないか、そんなようなことも計画の中にうたわれておったような気がいたしますが、この辺のところの計画はいかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 議員さん御案内のとおり、「青空と緑のひろがる町」と町民憲章ではうたわれていますが、現在、大口町の緑地を形成しているのは、ほとんどが田畑でございまして、市街地内の緑地は極めて少ないのが現状でございます。

そこで、総合運動場を総合公園に拡張する計画とあわせて、役場を初めとする公共施設群の緑化を進め、町の緑のシンボルとすべくこの周辺地区を緑化重点地区として設定したものが緑化モデル構想でございます。この地区の緑化計画は、総合運動場の緑被率を高め、運動場を含む北側の区画をレクリエーション及び管理施設ゾーンとし、大口桃花台線を挟んだ南側を自然観察及び健康文化センターゾーンとしておりましたが、御案内のとおり、南側についてはほぼ整備が完了しております。また、農地の保全として、看護学校や温水プール東側のまとまった農地については、無秩序な開発を抑え、良好な田園地帯として保全を図っていくこととしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(13番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) 唯一の緑の基軸というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、五条川とその桜並木ですが、その保全についてもちょっとお伺ひしたいと、こういうふうに思

うわけでございます。

この桜並木は、全国桜百選にも登場しておりまして、そのすばらしさは周知のとおりでございます。桜の寿命については、過去の質問にもありましたが、現在どのようになっているか。立ち枯れや、また花が小さくなって元気がなくなっているもの、あるいは切り取った株はそのままになっておりますが、それでいいのかどうか。桜の景観も、三日見ぬ間の桜かな。そのときだけが美しいではだめで、1年を通して、初夏の新緑、あるいは真夏には黒々と濃い緑の葉の重なりや秋の紅葉、冬には雪の積もった枝、こういう風景などが四季を楽しませてくれるわけでございます。その桜の手入れとして、下草を刈ったり、あるいは川の中が清掃ができると、なおすばらしい思いがするわけでございます。五条川の他市町村、どのような対応をされているでしょうか。

ことしの夏、岸边の一部で草刈りが行われ、そのままになって草が枯れ、防災上よくない、景観も悪いとのことで、担当の職員さんが、雨の中だったと私は記憶しておりますが、片づけられたこと、大変に御苦労さまでございました。感謝を申し上げます。どなたが刈られたのかこれはわかりませんでした。草が伸び放題であった。こういうことが気になって、近くの方がきつと草刈りされたことでしょう。これも少し早目に手入れをしておけば、大きな労力もかけることなく処理をすることができたんじゃないでしょうか。これが県の方のエリアだからだめなんでしょうか。町長の方針ですと、町民からの提案を受け、あるいは協働で行ったら、どんなものでしょうか。町としてはどんなような対応がされるでしょうか、お伺いをいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 五条川の保全について御質問いただきました。

五条川の桜の保全につきましては、大口町にとって優先させる緑の保全と考えております。現在、植えられています桜は、戦後間もなく、大口の活性化につなげる目的で植えられたものでございまして、既に50年有余の年月を経過しております。平成17年度に五条川堤防に植えられておりますすべての桜、当時は1,905本でございましたんですが、これについて樹木医による診断をお願いいたしました。調査結果のまとめといたしましては、一部に腐朽現象がありますが、全体的にはほぼ良好であるというふうな診断がされております。その調査結果を受けて、平成18年度より対策を進めておりまして、引き続き桜の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

（13番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 私、心配しておるのは、切った切り株がそのままになっているのも、ちょっと心配なところがあるわけでございます。株を取ってしまうのも堤防が弱くなくので心



配だし、切ったままほうっておくのも堤防の保護のためにはいいのかどうか。そこら辺のところもちょっとどうかかと、こんなふう思うわけです。また他の市町では、先ほども言いましたが、この対応がどんなふうになっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 皆さん御存じのとおり、桜の枯れたところにつきましては、今年度も木の幹、枝を刈り取ったりしておるわけですが、堤防の川側に桜が植えられておられて、ところどころに枯れた桜が出ておるといふふうなことで、今年度、木の伐採をさせていただいたということでございますが、御存じのように、堤防ということで、ここのところに桜の木を植えかえますと土壌が緩くなるという問題もございますので、その辺のところがありますから、現在は堤防を掘り起こして桜の木を植えかえるというような計画はございません。したがって、桜の補植を優先という形で今進めておる状況でございますが、その中でも若干問題がございます、直接御質問ではなかったんですが、桜の、ソメイヨシノかどうかわかりませんが、特性というものがございまして、枯れたということで木と木の間に補植をいたします。そうすると、前に立っていた木の菌といたしまして、何ですかわかりませんが、俗に言いますと「いやち」という言葉があるそうなんですが、その場所を新しく植えた桜が嫌うというような特性があるみたいですので、その辺のところは根本的な解決方法は現在ないわけでございます。したがって、その辺を解消するためには、戻るんですが、土壌改良というような形になってくるんですが、そこで大きな問題が、先ほど言った問題が出てくるということでございます。その辺のところがありますので、とりあえずは現在残っている木の延命処置を図っていくというのがまず最優先かなと思います。

それから、他の市町におけます状況については、岩倉市などにつきましては、市民団体による管理がされておるといふような状況かというふう聞いております。以上です。

（13番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 先ほどもちょっと触れましたが、地域の方々がボランティアとしてそういうことをされた。こういうことに対して、町としてはどんなふうの感じを持たれたのか。要らんことをやって迷惑をかけておるとか、そういうふうに思われたのか。そこら辺のところをちょっと再確認します。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 桜の保全の関係につきましては、最近、住民の方々が五条川の桜に対して、大変関心を持っていただいているというような方が見えかけました。そのような方々とともに、今後、桜の保全等につきまして、何ができるのか、どうしていったらいいかと

というようなことで勉強会を開催させていただいて、各方面から興味を持っていただいているということが重要なことというふうを考えておりました、桜を守るの会というようなことで、桜守りの会ですか、そんなようなことの組織を立ち上げて、講習会、勉強会というようなことで持っていけれんかなあというふうに思っております。そういう中で、緑の保全につなげていくという形を考えております。

桜そのものを、そういう心ある方々が守っていただくと、いろんな方面から、ということは非常に重要なことではないかなというふうに思います。

(13番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) ただいま部長から積極的な前向きな答弁をいただきましたが、やっぱり積極的に地域をきれいにしたい、こういうような御意向を持っていらっしゃる方があやに伺っております。そういう方が積極的に運動展開できるように取り計らっていただけたら、町長の提案されている提案、そして協働ということになってくるんじゃないかな、そんなふうにするわけでございます。

それから、もう1点お願いをしたいと思います。

時あたかもインドネシアのバリ島においては、地球温暖化の防止会議が行われており、温暖化ガス削減目標の話し合いが行われております。CO<sub>2</sub>の大きな吸収源として、緑に対する意識は高まっております。この大口町においての緑は本当に小さなものかもしれませんが、マスタープラン計画書の中に「緑のコアの保全」という言葉があるわけですが、コアとは、その基準を何にしたものか。そして、その対策はどうなっているのか。現存している緑の拠点をコアとして、保全または再生、創造していくことが肝要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 御質問の緑のコアにつきましては、この緑のマスタープランの中では、白山ふれあいの森などの自然的資源、堀尾邸跡、桜塚古墳、小口城址公園等の歴史的資源、ネットワークの軸の交差点部に新たな緑地を創出することを言います。そのうち、コアの保全ということにつきましては、白山ふれあいの森の保全を指しております、市街化区域内の区画整理や住宅建築が進み、限りある自然緑地 雑木林だとか竹やぶ等でございますが、が開発されている現状から、今後もより一層保全に努めていきたいと考えております。

また、市街化調整区域においても、流通関連企業等の進出によりまして開発が進み、まとまった緑地が少なくなっておりますので、次回の策定時には、土地利用計画の見直しとあわせて、緑化の保全に努めてまいりたいと考えております。

(13番議員挙手)

議長（宇野昌康君） 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 今、コアについては、大体公共地が主体になっているようにお聞きいたしました。アダプトプログラムによって、公園だとか、あるいは緑樹帯もきれいになっております。不在地主または地権者が老齢化されて、手が入られなくなった竹林、あるいは樹林がたくさん、あまりたくさんとは言えませんが、そういうところがあるわけですが、そういうものに手助けを考えるべきではないかな、そういうふうに思うわけですが、手が入っていないところは、どうしてもごみの捨て場、あるいは防犯上もよくありません。そしてまた、防災上からいっても、その保全が必要ではないか。大口町が里山とか里地と言える地区なのかどうかはちょっとわかりませんが、このようなのも緑の小さなコアとして残っているところが今ところどこにありますが、いかがでしょうか。

過日の新聞に、県は森林税を創設し、森林や里山整備、都市の緑化を目的に、環境税構想の発表が出ておりました。これは山の間伐に手が入っていないところ、あるいは里山の再生、あるいは都市の緑化、並木の整備、公園、住宅地の緑化を進めるものとあります。また、国においては景観緑三法を公布して、景観の整備・保全の必要性について、地方自治体に対して強くそれを要望しておるわけですが、雑木、あるいは立木等は、都市の開発とともに、環境保全よりも経済効果というものを求めてなくなってきた傾向があるんじゃないかと。民地においては駐車場、あるいは集合住宅、あるいは戸建てなどが進んでおまして、開発されているわけですが、町内において残っている樹林や竹林は、ごくわずかになっているかもしれません。そういうものを残すために、地権者との協定を結ぶなり、あるいはまたそういうものを買収するとか、あるいは借地として緑を残していくとか、そういう考えはあるのでしょうか。どうしても未利用地として残しておくならば、それは開発されてしまうような気がいたしますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大口町の緑地の現状は、皆さん御承知のとおり、決して増加傾向にあるわけではありません。そういう中で、町内のあちこちとは言いませんけど、割と限られた地区になってきたかと思いますが、民地での樹林、竹林等についての緑の保全についての御質問であったかと思っております。先ほども言いましたように、あと数年でマスタープランの見直しも発生いたしてまいります。そういう中で、最近、民地緑地だとかいうことも言われておまして、この辺の検討もしてまいらないかなあというふうに思っておるところでございます。各家庭での緑化に対する町の支援とか、そういうものも検討に値していくのかなというふうに思います。

本題に入りますが、残されたそういう民地につきましては、この本計画の中には具体的には計画そのものが入っておるわけではございませんので、この計画上どうこうしていくということは明確にはうたわれておりませんから、明言できるわけではございませんが、そういう中で、町内に点在して残された民地につきましてはの樹林等の保全につきましては、地区の方々が積極的にその保全に努められる中で、行政の方として何らかの支援をしていくという形になっていくことになるかなと思いますが、今言いましたように、計画上ない中で、さりとて緑の保全はしていかないかわけでするので、お地元が残されたそういう場所の保全をされていくということであれば、消耗品、手袋、ほうきとかいろんなものがございすけど、そういう中での支援はさせいただくかなというふうには思っております。

(13番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) ただいま地元からの提案があれば消耗品ぐらいの支援をしていただけて、こういうふうな御回答をいただきました。先ほども町長が申し上げましたが、おっしゃっておりますように、民間からのそういう要望に対して、積極的に応援をしていただけてということが必要ではないか。どうしても行政の方は、予算を組んでからとか、予算項目がないからとかいって、今やらねばいつできるではないんですけれども、すぐやらんといかんと思います。特に竹林なんかについては、竹なんかは1日に1メートル伸びると、こういうふうに言われております。ですから、そのチャンスを失したらできない、そういうことがよくあると思います。私がたまに言いますけれども、ジャスト・イン・タイム、これが必要ではないかな。町長の行政経営の中でもプラス発想、そういうことをおっしゃっておりますが、先ほど地元の提案があれば積極的にそういうものを支援していきたいと、こういうふうにおっしゃっておりました。町長さんから、もう一度その件について、ひとつ御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長(宇野昌康君) 酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 環境につきましては、京都会議の議定書の問題、あるいは今、バリ島で行われておる、そういった中では、環境に対して、コンビニ等もこれから対象にしていこうと、こんなことが取り組まれておるようでありますけれども、平成7年の3月だと思っておりますけれども、本町のマスタープランができました。その中でありますけれども、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則、こういうものがございす。この中では、300平米以上の市街地では平米160円から240円、調整地につきましては4円から80円、平米当たりでありますけれども、年間に補助をしていこう。また、保存樹木でありますけれども、幹回りが1.5メートル以上、高さが10メートル、それから株の大きさが3メートル以上でありますかね、そ

ういったものに補助をしていこうということで、1件当たり1,500円、年当たりですけれども、そういう補助をしていこうと、こういうことが決められておるわけでありませう。

今、議員の方から御質問のありました、竹林等の補助が積極的に受けられないかということでありませう。所有者の理解、あるいは地域の理解を得ながら、これを保存していこうということがまとまっていけば、私どもも協働という形で、支援の枠は限られてくるかもしれませうけれども、何がしかの積極的な対応ができるかと、こういうふうに思っております。支援につきましては、こういう状況で協力ができるかと、条例の中で協力ができるかと、こういうふうに思っております。格別の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(13番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番(酒井久和君) 前向きな答弁をいただきました。やっぱり緑の大切さは我々も十分に理解し、進めていかなければならない問題だと思っております。どうもきょうはありがとうございました。

議長(宇野昌康君) 暫時休憩します。

(午後 1時59分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時00分)

柘 植 満 君

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い、福祉と教育について質問させていただきます。

初めに、福祉施設の取り組みについて5点ございますが、乳幼児の細菌性髄膜炎の予防について、大変効果的であるとされますHib(ヒブ)ワクチンの公的助成について、お伺いいたします。

まだ聞きなれないワクチンだと思います。髄膜炎の後遺症を持つ親の会が早期承認を訴え、やっとことしの1月に製造承認されたところでございます。病原性が高く、小児の細菌性髄膜炎の約6割がこの菌によって起きているそうでございます。この髄膜炎の発生状況を教えていただきたいと思っております。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） Hib（ヒブ）につきましては、これは略称でございます、正式にはヘモウイルス・インフルエンザb型菌の略というふうに認識しております。これにつきましては、髄膜炎や肺炎などを引き起こす病原体の細菌で、髄膜の中にこの細菌が入り込んで炎症を引き起こし、重症化すると生命の危険や聴覚障害などの後遺症を残すことがあると伺っております。

また、Hibにつきましては、感染症の約85%がゼロ歳から4歳までの乳幼児で見られることや、初期診断や治療が難しいことから、1990年代に入って、欧米を中心にHibワクチンが導入され、現在では90カ国以上で乳幼児への定期接種プログラムに組み込まれているという現状でございます。

さて、日本では細菌性髄膜炎の罹患率が欧米の数分の1程度と低く、Hibワクチンの必要性に関する議論が社会的に広まらなかったことなどから、これまでワクチンの承認すら行われていっていませんでしたが、ことし1月に初めて、議員からお話ございましたように、厚生労働省の製造販売承認が得られ、実際に医療機関での接種が開始されるのは、早くても今月からというような状況でございます。

本町としましては、予防接種については専門的分野でもあることから、予防接種法に定める定期接種の適正な実施を基本に置いており、任意のワクチン接種に対する公費負担については考えておりませんが、現状の状況ということでの御質問でございます。現状、発生ということにつきましては、特に保健所等からの報告につきましても受けていないという状況で、こうした現状から、大口町としての取り組みにつきましては、このワクチン接種が緒についたばかりでございますので、現段階としては今後の動向を見守っていきたいと、このように考えております。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 一つずつお聞きしていこうと思いましたが、一遍にまとめて御答弁をいただいたところもでございます。

今おっしゃられましたように、発生状況としましては、少なくとも毎年、5歳未満、年間約1,000人がかかっていたということで、予後が悪くて、その中の5%、50人程度が死亡していくと。後遺症が残った場合にも、治療が難しいというふうに指摘をされているところでございますけれども、大口町では今はないという御答弁ではございますけれども、このワクチンは世界保健機構が推進して各国で導入をされて、今、90カ国以上とおっしゃいましたが、大体100カ国以上で使われているそうでありますけれども、その先進国の100カ国に日本が入っていないという状況に今まであったわけです。そういった中で、後遺症を持つお母さんたちがずうっ

と訴えてこられまして、署名運動とか、そういう運動を長きに行われて、やっこのワクチンが日本で承認をされたというような状況でございます。ですから、まだ皆さんの認識の中には、こういったH i bワクチンということが頭にないと思いますけれども、そういった子供さんの後遺症で悩んでいるお母さんがいらっしゃるということであります。ワクチンの効果というか、接種の費用というのを教えていただきたいと思えます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 接種につきましては、通常は4回接種で、総額としまして3万円程度になるというふうに伺っております。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 大体3万から4万ぐらいはかかるようでございます。それで、このワクチンにつきましては、今後、こういったワクチンもあるということで、先日も中京テレビでしたけれども、ニュースにたまたま取り上げられておりました。髄膜炎の後遺症に苦しんでおられるお母さんの訴えがなされているところでございましたけれども、日本に住んでいらっしゃる外国人の方も訴えられておりました。海外では進んでいるのに、なぜ日本ではおくれているのかという、本当に切実な訴えでございました。1月から施行になるということですがけれども、定期予防接種に組み込まれるには、まだまだ時間がかかると思われまます。このようなワクチンがあるということと、今のところは考えておられないということでございますけれども、今後、何らかの助成を、ぜひ前向きな御検討をいただきたいというふうに思えます。

続きまして、小児先天性白内障（弱視、斜視）の治療用矯正眼鏡の助成について伺います。

先天性の小児白内障にかかると、年齢が小さいために眼内レンズが入れられない。そういったことによって、6ヵ月ごとに眼球についた膜を取る手術をして、目に合った眼鏡かコンタクトレンズをはめなければいけないという状況にあります。この病気は、幼児の場合は症状が固定しないために、身体障害者手帳の交付申請ができません。治療費は、乳幼児医療の助成が受けられますけれども、眼鏡やコンタクトレンズは全額負担でございました。そういう声を、これも署名運動をしながら国に訴え、そして各関係団体の要望が実りまして、昨年4月より、厚生労働省は治療用矯正眼鏡を保険適用にしたばかりでございます。本町では、このような弱視、斜視のお子さんはどれくらいおられますか。就学前、低学年、高学年、中学生という順に状況を教えていただきたいと思えます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 小児先天性白内障の関係での大口町の保育園、あるいは小学校での実態という観点の御質問でございます。

まず小児先天性白内障でございますが、南小学校で3年生のお子さんですが、1名あります。この方につきましては、手術が終わっておるというふうに確認をいたしております。次に、弱視でございますが、西小学校下で5年生で1名。そして斜視につきましては、小学校で合計7名、小学校2年生が1名、3年生が1名、小学校6年生が2人、あとちょっと学年がわかりませんが、3名ということで、合計7名。中学生につきましては、中学校2年生で1名というような状況になっております。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) そのうち治療を受けられている方は何人いらっしゃいますでしょうか。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 先ほども答弁いたしましたように、小児先天性白内障のお子さんが、小学校3年生の方でございますが、1名手術が終わっているという状況であります。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) これは早期発見・早期治療が大事だということでございますけれども、年齢とともに進行していくと思われまして。先ほど申しましたように、障害者認定を受けるまでには至りませんが、長年の治療が必要になります。治療用の矯正眼鏡は保険適用になりましたけれども、内容は9歳までとなっております。4歳までは年に1回、5歳以上は2年に1回しか眼鏡の保険適用はできないということでございます。頻繁な買いかえができないということで、限られた中での矯正眼鏡の使用ということになります。

岡山県の笠岡市、茨城県の結城市などでは、子育て支援から独自で助成制度をつくっております。笠岡市では、対象者を小学生までということで拡大をして、所得税の非課税世帯に限って年3万円を上限に購入費の7割を助成しておられます。結城市では、保険適用できない9歳以上は中学生まで拡大をして、実費の2分の1を補助ということになっております。そして、2万円を上限に助成をしているということでございます。人数的には少ないですけれども、目というのは大変大切になりますので、しっかりと治療をしていかなければいけないということで、眼鏡は2万、3万というふうに高額な費用がかかってまいります。大口町におきましても、このような福祉の谷間に置かれてきた子供たちにぜひとも助成制度をつくっていただけないでしょうか。御所見を伺います。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 今回、御質問いただきました小児先天性白内障等の関係につきましては、先ほど議員からも説明がありましたように、昨年4月1日から医療保険の中の療



養費支給という対象に盛り込まれた経緯がございます。本町におきましては、乳幼児医療の中で、19年度現在は8歳未満を対象に乳幼児の医療費の助成を行っております。これにつきましては、御案内のように、3分の2の償還払いという形で進めておりますが、20年の4月からは、新たに子ども医療という名称のもとで乳幼児医療の制度の拡大を図っていくということにつきましては、既に御案内のとおりでございます。こうしたことから、小児弱視等の治療用眼鏡に係る療養費の支給につきましては、9歳未満児までを対象に、本人負担の全額を乳幼児・子ども医療の中で助成してまいりたいと考えております。

この関係につきましては、町といたしまして、保育園や学校などを通して、このような小児弱視等の方への助成制度の周知にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 9歳まで眼鏡の対象にはなりますね。それは国の制度でございます。そうではなくて、今回、子ども医療費が中学生まで助成されるということになりますので、それにあわせて矯正眼鏡も何らかの、子育ての中で経済的にも大変負担になりますので、そういった意味で町独自の支援を、中学生では無理だとおっしゃるのであれば、小学校6年生までとか、そういった形で何らかの眼鏡代に対しまして助成を行えないかどうか。全額ではなくても、先ほどのところの上限をしながらとか、実費の2分の1とか、いろいろございましたけれども、そういったお考えはありませんか。もう一度お尋ねいたします。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 小児先天性白内障等の療養費の支給の対象となります弱視、斜視、そして今申し上げました小児先天性白内障、いずれをとりましても早い時期の治療が必要であるということにつきましては、議員も御認識のとおりでございます。こうしたことから、当面、大口町としましては、子ども医療制度の保険適用を受ける9歳までを対象にいたしますが、実態把握に努めまして、少し研究をさせていただきたいと考えております。よろしく願います。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の障害者の車いすマーク、内部障害者の方のハート・プラスマーク等の専用駐車場の立て看板の設置について、お尋ねをいたします。

これにつきましては、過去に質問させていただきまして、健康文化センターの駐車場に障害者専用の案内立て看板をことし設置していただいているところでございます。大変わかりやす

くなりました。内部障害のある方は外見ではわからないため、このような車いすマークやハート・プラスマーク等で示していただければ、マークの普及・啓発にもなり、町民の方への理解が広がってまいります。しかし、役場庁舎の駐車場やほかの公共施設にはまだ設置されておられません。特に、役場駐車場は白線も車いすマークもほとんど消えている状態でございます。ここにも案内立て看板の設置、そして車いすマークのきちっとした取り組みも必要ではないでしょうか。お尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 健康文化センターにつきましては、お話のとおり、障害者の車いすマーク、さらには内部障害者のハート・プラスマークの専用駐車場の立て看板、スペースも確保ができております。庁舎につきましては、御指摘のとおり、白線も、さらには障害者の車いすマークについても非常に見づらい状況になっております。今年度内に白線を引き直し、さらには健康文化センターと同様に、車いすマーク、ハート・プラスマークの設置をしていきたいというふうに考えております。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 大変いい御答弁をありがとうございます。

次に四つ目の、「障害者」「障害」を平仮名まじりの「障がい者」の表記に改めるお考えはということについて、質問させていただきます。

今日、ノーマライゼーション、つまり住みなれた地域で、障害のある方もない方も、社会の中でともに生活ができる社会を目指していく上での課題の一つに、障害者に対する差別や偏見が上げられます。こうした平仮名まじりの「障がい者」または平仮名表記の「しょうがい者」、このような表記の仕方をしている自治体、企業がふえてまいりました。心のバリアフリーに関する取り組みの一つとして、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記として、一定のルールの下で平仮名を用いるというものであります。

「障害」という言葉は、かつて障害の「がい」はいしへんに疑うという「礙」、そしてもう一つの障害は、いしへんに得のぎょうにんべんを外した方の「碍」というものが使われていましたが、戦後の漢字制限で常用外になったため、現在の「害」という漢字の「障害」を書くことが広まりました。もともとの字である、さっき申しました「礙」「碍」は妨げるという意味であります。一般的に使用されている障害者の「害」には、悪くすること、災いなどの否定的な意味を持ちます。また、本人の意思でない生まれつきのものや、病気、事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」を用いることは、人権尊重の観点からも好ま

しくないものと考えられ、率先して障害者に対して、より不快感を与えないように表記を改める自治体がふえてまいりました。本町におきましても、心のバリアフリー化の一つの取り組みとして、この平仮名まじりの「障がい」「障がい者」の表記に改めるお考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 障害の「害」の字のこれまでの経緯につきましては、議員さんから御説明がございましたので省略させていただきますが、大口町では第2次障害者福祉計画、さらには障害福祉計画におきまして、障害を持つというマイナスのイメージに配慮をし、ありのままの状態を受け入れるという意味を含め、「障害のある人」という表記を用いておりますが、町全体としましては、各部署が判断をし、統一されていないというのが現状となっております。ただ、障害者自立支援法を初めとする関係法令の表記が漢字の「障害」となっているため、正式には漢字を使うべきであるとの判断も漢字の「害」の字を使う一つの背景になっていることは否めないと思います。

そこで、大口町といたしましては、既に実施を行っております福祉課から各部署へ周知をしていくよう検討する予定でございます。具体的には、固有名詞や法令等で用いられている漢字書きの表記を除き、基本的には平仮名の「障がい」にしてまいりたいと考えております。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今、企業でも、採用情報をインターネットで検索しますと、平仮名まじりで表記されているところもふえておりますので、こういった取り組みも障害者の心のバリアフリーを図る上で、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に5点目でございますが、高齢者虐待の現状と体制整備など、今後の課題について伺います。

高齢者虐待防止法が2006年4月に施行されて、1年半が経過いたしました。法律に規定された施行後3年後の見直しの折り返しの時点に来ました。厚生労働省の高齢者虐待防止法に基づく対応状況などに関する調査結果によれば、昨年度、全国1,829市町村が1年間に受け付けた家族などによる高齢者虐待に関する相談通報件数は1万8,393件となっております。また、施行従事者や介護サービスの業務に関する相談通報件数は237件。この数字は氷山の一角にすぎないというふうに大学院の総合福祉研究科の教授は指摘をしております。本町での高齢者虐待の現状をお聞かせください。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 本町における高齢者虐待の現状でございますが、大口町の虐待

件数としましては、昨年度は5件ございました。これは県に報告した件数でございます。虐待の種別としましては、身体的虐待が3件、介護放棄が2件となっております。本年度は軽微な経済的虐待は把握しておりますが、県に報告するような大きな案件は発生していないという現状でございます。以上です。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) アメリカでは、経済学的に50万から90万の高齢者が何らかの虐待を受けているというふうにされておりますけれども、日本では、人の家のことを通報するのにためらうという傾向がございます。そういうことからいいますと、本当に氷山の一角だと言われているところでございます。

高齢者虐待防止法には国民の責務が明記されており、第4条では、国民は、高齢者虐待の防止に関する理解を深めるとともに、国または自治体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされております。そこで、体制整備と今後の課題としてどのようにお考えか、お聞かせください。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 今後の取り組みという観点でございますが、まず住民の高齢者虐待に対する意識を高めていただくといった観点から、講演会の開催を行いたいと考えております。また、経済的な虐待を防止することを目的として、市町村長申し立て制度が発足いたしております。こうした制度の整備や成年後見人制度の申請方法等、わかりやすい町独自のパンフレットの作成も行っていきたいと、かように考えております。

さらには、虐待を未然に防止するということを考えますと、発生する在宅とを結ぶ動線上で一番近いケアマネジャー、あるいは在宅サービスを行っておりますホームヘルパー、あるいは訪問看護ステーションの訪問看護師、こうしたスタッフとの連携を密に行うことにより、高齢者虐待への防止につながるものと、かように考えております。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 虐待を受けた高齢者の保護や擁護者に対する支援を行うということが大事ではないかなと思いますけれども、今、御答弁をいただきました。発生したときに、ケアマネジャーさんとかそういったところとの連携が大事だとおっしゃってございましたけれども、そのとおりだというふうに思います。しかし、残念なことに、こういった専門的な人材の確保、そして資質の向上などが今後要求されるわけでございますが、そのような専門的な人材が少ないというところで、まず課題としましては、人材確保の中でケアマネジャーさんなどの専門的

な研修をしていくということが必要ではないかなというふうに考えます。介護保険サービスの提供を通して、虐待を発見しやすいという中でケアマネジャーさんですので、そういった知識を持っているための研修ですけれども、どのように今、町の中では行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 研修内容でございますが、高齢者福祉協力員さんへの会議につきましては、毎月実施いたしております。また、介護支援専門員連絡会議につきましては年間8回ほど開催し、意見交換を行っておるという状況でございます。また、訪問系サービス事業者への連絡会としましては年に1回開催し、やはり同じように意見交換を行う中で虐待の防止に努めておるといったことが現状でございます。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 次、体制整備なんですけれども、今、高齢者虐待は地域包括支援センターなどで対応されていると思いますけれども、厚労省の昨年の調査の結果、1,829の市町村の体制整備状況では、対応窓口の設置は91.3%で、ほぼ対応がされているという状況であります。その中で、関係機関との協議ネットワークづくりがおくれているというところに若干指摘がされております。2006年度末の厚生労働省のデータによりますと、あまり取り組まれていないという中で、一番パーセントが低いのが、早期発見・見守りネットワークの構築への取り組み、これが38.3%しかまだされていないということと、そして保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取り組みがされていない。これは23.3%であります。さらに、警察の援助などに関する警察署担当者との協議、これが32%しか行われていないという状況にあります。

そこで、本町では、今お話し申しました、低い3点を申しましたけれども、そういったところのネットワーク、特に警察担当者との協議というものは、大口町ではどのようにネットワーク化されているのか、お尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 高齢者虐待に向けましてのネットワークづくりという観点での御質問でございます。

これにつきましては、具体的にネットワークというものは現在ございません。18年4月から設置されました地域包括支援センターが、現在、センターの職員が足で情報を稼ぎ、ほとんど大口町大半、網羅をしたといったところまで来ております。そうした地域包括支援センターにおける台帳整備、あるいは情報の一元化、こうしたものをさらに先ほど申し上げました身近に在宅サービスを担当される専門の職員等との意見交換、さらには後方支援としまして、困難事

例、あるいは専門分野での知識、そうした知識を持った方々の御意見をいただくということも必要になってまいりますので、今後は法律関係者、あるいは先ほどお話がありました警察、さらには医療機関等の協力を受ける必要も考えられますので、慎重に、今後、連携あるいはネットワークの構築に向けて進めてまいりたいと、かように考えます。

( 3 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 施行後3年後の見直しに向けまして、第7条では、家族などによる高齢者虐待に関して、生命または身体に重大な危険が生じる場合は、速やかに市町村に通報するよ  
うにということ、発見者に義務づけられておるといことでございますので、体制整備とし  
ましては、しっかりと十分に取り組んでいただきたいと思ひます。本当に関係者の密接な連携  
がなくては的確な対応ができないといことでございますので、専門的な研修と体制整備とい  
うものをぜひしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

議長(宇野昌康君) 会議の途中ですが、2時45分まで休憩とします。

(午後 2時35分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時45分)

( 3 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) それでは、学校について3点伺います。

初めに、不登校の取り組みについて。

現在、本町では、不登校児のために大学生を派遣してのホームフレンドや適応指導教室を設  
置し、取り組んでいただいております。一定の効果も出ているようでございますが、不登校は  
家庭環境やいじめなどのさまざまな要素があるようで、きめ細かい支援が必要と考えます。学  
生ボランティアにより、気楽に何でも相談できるお兄さん、お姉さんの存在は、子供のよりど  
ころになります。教員と子供を結ぶかけ橋として、スクーリング・ケアサポーター事業が成果  
を上げ、注目されております。本町での不登校児の取り組みの内容と成果をお聞かせください。

議長(宇野昌康君) 教育部長。

教育部長(鈴木宗幸君) スクーリング・ケアサポーター事業についての御質問をいただきま  
した。

議員御案内のとおり、この事業は滋賀県で推進されている事業の名称でございます。内容は、

大学生を不登校児童の相談相手として家庭や学校などに派遣し、大きな成果を上げてみえるというものでございます。本町では、西小学校におきまして、平成17年度から大学生をスクールメイトと命名し、特に発達障害を有する児童や学力不振児を対象として指導の補助活動を行っています。17年度は2名、18年度は4名、19年度は4名の大学生が自分の講義の合間を縫って教育活動に参加しておってくれます。また、本年度は、県の学習チューター派遣事業に町教育委員会として手を挙げ、現在、西小学校で3名、南小学校で1名が活動をしてもらっています。

成果といたしましては、学級の児童たちを複数の目で見ることができ、発達障害を有する児童が教室から飛び出すことがなくなってきたこと。学力不振児が1対1で見ることができ、わからないことがわかるようになったという喜びを感じる場面が多くなったこと。さらには、放課時間に一緒に遊んでくれることなどが上げられています。このことが、議員御指摘のように、不登校をつくらぬことにつながっているのではないかと考えられます。以上でございます。

( 3 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 大変精力的に取り組んでいただいているところでございます。

滋賀県の例でも、4割近い児童が教室に行けるようになったということで、これが全国的に拡大をしていけるようにというふうな形になっているようでございますけれども、滋賀県の場合は週1回サポーターが行っているようですけれども、今、大口ではどういう間隔で行われているのか、お尋ねしたいと思います。

議長(宇野昌康君) 学校教育課主幹。

学校教育課主幹兼派遣指導主事(田中将弘君) 今、滋賀県の例をお聞きいたしましたけれども、本町においても、やはり学生でございますので、自分の授業がございますから、その合間を縫ってというお答えを差し上げたところでございますけれども、大体週1回、あるいは2回というふうに、授業の様子を見ながらやっております。以上です。

( 3 番議員挙手 )

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) はい、わかりました。

そして、今、西小と南小というお話だったと思いますけれども、北小はそういう拡大は考えておられないでしょうか。

議長(宇野昌康君) 学校教育課主幹。

学校教育課主幹兼派遣指導主事(田中将弘君) 今お話しした内容は二つございまして、最初にお話が出たスクールメイトのことにつきましては、学校の独自でやっているものでござい

す。それから、後半の学習チューター派遣事業につきましては、県の事業に乗っかっているという形でございますので、前半のスクールメイトにつきましては、それぞれの学校の中で工夫をしてやっているということでございますので、大口町教育委員会としての施策としてやっておるわけではございませんので、それぞれ学校の様子も違うもんですから、それに合わせてやっているということで御理解願いたいと思います。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 教育改革、希望が持てる教育という中で、安心サポート体制として大変きめ細かなそういった取り組みだと思えますけれども、できれば、同じ大口町ですので、平等に同じようにできればいいかなというふうにも思いますので、今後とも取り組みをよろしくお願いいたします。

それから次に、学校のいじめ対策についてお尋ねをいたします。

学校現場でのいじめの数は、文科省の調査結果では、2006年度は前年の6倍以上にふえまして、学校裏サイトのネットによるいじめも5,000件以上と、初めて報告がされました。前年の2万件から12万4,898件という6倍になっておりますけれども、ふえた原因というのは、いじめの定義が見直されまして、発生件数ではなく、認知件数となっているためでございます。これにより、従来に比べると実態把握は進んだとされておりますけれども、本町でのいじめの発生状況と学校側ではどのようないじめ対策をとられているのか、お尋ねをいたします。

議長 ( 宇野昌康君 ) 教育部長。

教育部長 ( 鈴木宗幸君 ) いじめの問題につきまして御質問いただきました。

議員御案内のとおり、昨年度は、いじめが原因の自殺事件が全国各地で発生し、大きな社会問題になりました。大口町においても、各学校での総点検、相談体制と啓発、教育委員会としては対策協議会を開き、11月21日から12月22日までを「明るいあいさつ、豊かな対話、きめ細やかな相談で安全でいじめのない明るい生活を実現しよう」のスローガンのもと、大口町青少年健全育成強調月間を展開してまいりました。昨年末には、町の広報無線を使って、教育委員長、校長会長、教育長がアピールを行いました。

こういう事態を受けて、文部科学省は、いじめられた児童・生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるように、いじめの定義を見直しました。また、従来、いじめの発生件数としていた調査を認知件数として、多く認知をして、しっかり対応するようにしました。その結果、前年度に比べて、先ほど御質問の冒頭にありましたように、6倍という件数が出てまいりました。愛知県教育委員会におきましては、平成6年11月の西尾東部中学校の大河内清輝君の痛ましい事件の後、全国に先駆けて、いじめはすべての学校で起こり得ることという認識のも



と、「小さなサインが見えますか」という小冊子を作成し、いじめの根絶に向けて全力を傾注してきました。

さて、本町におけるいじめの認知件数ですが、平成16年度、小学校で1件、中学校で4件。平成17年度は小学校で1件、中学校で13件、これは発生件数でございます。そして18年度では、小学校7件、中学校61件の認知件数がございます。うち1年生は48件でございます。18年度の件数が多いのは、先ほど申し上げたとおりでございます。学校におきましては、校内にいじめ・不登校対策委員会を設置し、定期的な情報収集といじめが発生しない集団づくりのあり方について話し合いの場を設けております。また、子供自身の取り組みですが、これは先ほど申し上げました対策委員会とリンクする部分でございます。本町において、例えば小学校では、委員会活動でポスターを作成し、啓発活動をする。委員会活動で、「ふわふわことば」「チクチクことば」の標語を募集し、啓発活動をする。児童集会で、いじめ防止の寸劇を行う。同じく児童集会で、児童による読み聞かせ、人権週間の歌の紹介を行う。また、中学校では、生徒会主催の文化的行事でいじめ防止の劇を発表し、生徒への問題提起を行う。特に1年生において、生徒の発案から、ポスター掲示、朝の会での呼びかけ、生徒同士で注意し合おう運動の展開など、学校がそれぞれ工夫をして取り組んでおりますが、さらに先進校の活動も紹介してまいりたいと考えております。以上でございます。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) やはり定義が見直されたことによりまして、18年度はふえているようでございます。そして、その中で中学生の1年生が61件中48件でしたでしょうか、一番多いということで、これも全国のデータと同じことになっているようでございます。

相談日というか、そういう設置もされているというふうに今おっしゃられたような気がしましたけれども、実際に学校での相談はどれくらいあるのか、わかりましたらお知らせください。

議長(宇野昌康君) 学校教育課主幹。

学校教育課主幹兼派遣指導主事(田中将弘君) 中学校におきましては、スクールカウンセラーを愛知県は全校配置しております。小学校におきましては、本年度から小学校へも配置を広げていこうということで進めておるわけでございますけれども、岩倉・丹羽郡でお1人という形でございまして、江南市には1人小学校に配置をされておりますけれども、このスクールカウンセラーの配置事業は、今後ふえていくのではないかなというふうに考えております。ただ、今の柘植議員御質問の相談件数は、今ちょっと手元に資料がございませんので御勘弁ください。以上です。

(3番議員挙手)

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） はい、わかりました。また後でお知らせをお願いいたします。

文科省の結果によりますと、一番いじめの中で気になる言葉というのがありまして、「死ね」という言葉が一番多いようでございます。小学校4年生の男児が野球で負けた。腹いせにメールで「おまえのせいだ」「死ね」というふうにして送った。近年のいじめは、陰湿化、相手を選ばない、一方的、そしてゲーム感覚での快楽主義、こういう傾向が指摘をされているようでございますけれども、大口町ではどういうふうな中身かなというふうに気になるところでございますが、言っている方は冗談半分かもしれませんが、言われた方は、子供にとっては本当に大変な心の傷に残っているということでございます。そういった中で、今、いろんな取り組みをお答えいただきましたけれども、学校の取り組みだけではなくて、子供自身がみずから取り組んでいく、子供たちが学校でいじめをなくすと、そういう心が大事かと思えます。本町では、子供がみずからいじめをなくすために、先ほどもちょっとお話をいただきましたけれども、寸劇、意識啓発ということで取り組んでいただいておりますけれども、ほかの例を紹介したいと思えます。

これは茨城県の下館中学校、これは今、合併したようですけれども、ここでは生徒主体の取り組みということで、いじめや不登校、暴力行為という問題行動の未然防止と解決のために、生徒同士による人間関係づくりを行っています。それが「君を守り隊」という隊員の呼びかけをしてつくっているという状況であります。悩み事相談の呼びかけ、パトロール、声のポスト（相談箱）の設置などをいたしまして、生徒が主体的に課題解決に取り組んでいるというふうなところもあります。

そしてまた、千葉県ではオレンジリボンといいまして、生徒たちが、これも自分たちで考えまして、いじめ撲滅を目指して、オレンジ色の「いじめ反対」というリボンを胸につける運動をしているというところもありました。いじめに反対するという誓約書を提出した人にしかオレンジリボンは配布をされないんですけれども、こうしたちょっとしたことなんですけれども、子供たちが自主的に日常的な生活の中で、具体的にこういった取り組みをしているというふうで、オレンジリボンを自分たちでつけて、そういった中で被害者や目撃者などの意見を吸い上げていくというような形で取り組んでいるところもあります。

大口町でもいろいろとこうやって取り組んでいただいておりますけれども、もう一步深く、こういった取り組みもいいんじゃないかな。こういった取り組みをまたしていただきたいなと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課主幹。

学校教育課主幹兼派遣指導主事（田中将弘君） 今、議員御指摘のお話でございますけれども、

世界的にも、イギリスでもこういう活動をしているというお話を聞いたことがございます。子供の組織的な活動をつくっていくことは、非常に大切なことだというふうに考えます。学校においても、今、御紹介があったような活動については情報として持っています。ただ、こういう活動というのは、根本には子供の集団がございませけれども、私ども自浄能力と言います。自分たちで浄化する、自浄能力をいかに育てていくかというのが大きなポイントだなというふうに考えております。したがって、いい活動だからすぐに導入しようと教師側から提案すると、ややもするとお仕着せになってしまいます。子供たちに、いかに必要感を持たせていくということが大切かなということを考えております。いずれにしましても、各学校に対しましては、さまざまな角度から取り組むように指導してまいりたいと思っております。以上です。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 主体的な取り組みということで、よくその辺はわかります。

来年、統合中学校が開校いたしますけれども、生徒数もふえる分、問題も起きるかもしれません。子供が主体的にいじめの問題解決に取り組むことは重要だと思いますので、今後ともそうした御指導をお願いしていきたいというふうに思います。

そして、ちょっとお尋ねをしたいと思います。いじめの問題について、教育関係の方がいじめられる側にも問題があるといった言葉を発言されておりました。そのような考え方では、いじめ問題の解決はあり得ないというふうに思っております。教育者の立場として、いじめられる側にも問題があるという考えについては、どのような見解をお持ちなのか、教育長に伺います。

議長 ( 宇野昌康君 ) 教育長。

教育長 ( 井上辰廣君 ) 平成18年度の集計が大体6倍というような数になった背景には、認知件数ということで言われますが、認知件数というのは、その子供がいじめられたと思ったら、それはいじめだよ。こういうふうに変ったわけでありまして、いじめが発生して、そのいじめの問題を取り扱った、こういうことではありません。その子供がいじめられたと思ったら、それはいじめだというような集計が今なされているところでございまして、このことが非常に大事なことだなあということを今思っているところでございます。いじめられた側にも問題があるというようなことでなくて、現在の認知件数というのはそういうことでございますので、そんな受けとめ方をしていかなければならない、こういうふうに考えているところであります。

なお、先ほどメールというような話、あるいは携帯電話の話が出てまいりましたが、実は昨年、一つの大きな山場を迎えて、認知件数ということで集計をするようになったわけです。その10年ほど前に、大河内君の事件が愛知県で起こりました。このとき愛知県は、いじめはどこ

の学校にも起こり得るという認識をしたわけでございまして、それ以後の調査は、愛知県は大変多かったわけでありまして、どこでも起こり得るという前提のもとに集計をしたわけでありまして、愛知県だけが多いというようなことではなくて、とらえ方の問題ということがありました。なお、その10年ぐらい前に、東京都で同じような問題が起こったわけでありまして、10年ごとに山があるのかなというようなことを思いながら見ておりますが、今回の一番大きな私どもの問題は、10年前と少し違っている部分があります、社会生活の中で。それは携帯電話とパソコンということでありまして、この向こうに広がっている世界が見えないということでありまして。「小さなサインが見えますか」という本を10年前に、私が責任者になって県でつくったわけでございますけれども、このときとは違った状況が今あるということございまして、携帯電話だとかパソコンがあれば、部屋の中において、どんどんどんどん連絡ができるし、どんどんいろんなことができていくという状況があって、このことには注視をしていかなければいけない、こういうことございまして。私どもの認識もさることながら、そういう認識を持って大人が子供たちを見ていかなければならない時代であろうと、こんなふうに考えております。時代とともに注視をしなければならない部分があるんだと、こういうことございまして。

なお、昨年、部長が答えましたように、健全育成の強調月間をやったわけですが、一つは明るいあいさつということをおっしゃっております。これは地域で明るいあいさつを交わし合ってください、こういうことでありまして。それから、豊かな対話というのは家庭のことございまして。親子で食事をしながら、豊かな対話を進めてください。それから、きめ細かな相談というのは学校でございます。そんなことを思いながら、そういうスローガンを去年、1ヵ月間掲げてキャンペーンをやったわけございまして。いろんな時代とともに問題があるわけございましてけれども、その一番の大きな問題点を見詰めながら対応がしていけたらと、こういうふうに思っているところでございまして。以上です。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 今、いじめに対して、日本人の感覚が麻痺しているというふうに言われております。どんないじめも絶対許さないという強い意志が大人や先生に必要ではないでしょうか。現実には先生の間からも、これは大口の中学校と言っているわけではありません。大口の教育と言っているわけではありませんが、現実的に先生方の中に、まあちょっとぐらいああいふ場合は仕方がないわなとか、そういった認識があるようございまして。いじめられている側に問題があるのではなくて、原因はいじめている側の心の中にある。こういった、いじめた側が100%悪いんだという心の教育を子供たちにこれから必要ではないかというふうに思います。

そして、建物に負けない中身の立派な今度の大口中学校も期待をしております。

次に三つ目の、最後ですけれども、ロールレタリング（役割交換書簡法）の導入について伺います。

いじめを防ぐ対策や取り組みを質問させていただきましたけれども、いじめ自殺の問題は難しく、これで大丈夫という取り組みはありません。教師、保護者の視点からでは、予知や把握は困難で、犠牲者の遺書によって初めてわかり、対応に教育現場は苦慮されております。

このロールレタリングは、個別心理療法で一人二役で相手の気持ちになって手紙を書きます。クラス全員が初めはいじめられる被害者の立場になって加害者に手紙で訴える。次に、全員が逆の立場のいじめ側になって手紙に心情をつづる。こういった、いじめの加害者も被害者も逆の立場になって疑似体験を書くことで、いじめは犯罪だ、絶対に悪いと、正しい認識を持つようになる治療というふうにされております。ロールレタリングの導入についての見解を伺います。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） ロールレタリングは、医療臨床や心理臨床、そして非行少年の矯正教育の場で多く用いられている手法であると聞いています。近年、議員御指摘のように、いじめ対策の一手法として、学校教育の場でも導入をされています。この手法は、どちらかといえば、いじめの発生後にとっている手法でございます。現在、学校現場におきましては、いじめを未然に防ぐため、さまざまな手法を取り入れています。例えば、構成的グループエンカウンター、グループワークトレーニング、セルフエスティームなどです。議員御案内のロールレタリングにつきましては、本町の小・中学校では導入をしておりますが、さまざまな角度からいじめ問題を解決することが大切でありますので、教育委員会としましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） ロールレタリングのねらいは、いじめ自殺の防止になるというふうにされております。ロールレタリングを実施することで、結果として問題性に気づき、相手の気持ちを感じる共感性や客観的・現実的吟味能力、さらには規範意識をも高めることがねらいとされております。

今、社会の中でいじめに対するいろんな問題がありますけれども、このロールレタリングを教育現場に導入をしていくことで、それぞれいろんな思いがわかっていくためにも効果的と言われております。中学校、小学校に合わせたロールレタリング法というのがあるようでございます。今後、ぜひ研究を行っていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さんでした。

（午後 3時14分）